

宇部小学校經營要覽

昭和二年編



特 240

493



* 0050684000 *

0050684-000

特 240-493

宇部小学校經營要覽

山口県宇部市宇部尋常高等小学校・編

山口県宇部市宇部尋常高等小学校

昭和2年編

昭和2

AHM

宇部水學校經營要覽

昭味二年編



特 240

493

特240
493

宇部市立小學校經營要覽目次

宇部市立小學校經營要覽目次

第一	經營の綱領	一
第二	教育の方針	一
	一、教育方針の根柢	一
	二、教育の方針	三
第三	児童教育の實際	四
	一、教授	五
	二、教授方針	五
	1、一般の方針	五
	2、各科教授の方針	五
	三、教授方面の施設	九
	1、教授進定案作製	九
	2、學習指導案	九
	3、學習指導研究會	九
	4、教授担任制の加味	九
	5、特別教室設備の充實	九
	6、兒童圖書室	〇
	7、同學年會	〇
	8、成績品展覽會	〇

9、	學藝會	〇
10、	お休會	〇
11、	唱歌會	二
12、	体操會	二
13、	學校學級揭示	二
14、	郷土誌及び郷土資料の活用	二
15、	學用品の研究配給	二
16、	特技特能の指導	二
17、	職業指導	二
18、	校外教授及び修學旅行	二
19、	成績考査	二
二、	訓練	三
一、	訓練の方針	三
二、	訓練方面の施設	四
1、	訓練要目及び訓練細目	四
2、	訓練研究會	三
3、	朝會	三
4、	講堂講話	三
5、	記念日の制定とその施設	三
6、	儀式	三
7、	神社参拜	四

三、養護

一、養護方針

二、養護方面的主要施設

1、身体検査 三三七

2、学校看護婦の施設 三三七

3、トフホームの治療 三三七

4、衛生虫駆除 三三七

5、虱の駆除 三三七

6、手洗器設備 三三七

7、異常児童の特別取扱 三三八

8、散水車設置 三三八

9、掃除 三三八

10、換氣、採光、姿勢矯正 三三八

11、体操會 三三八

12、体育大會 三三八

8、學友會 三三四

9、校會校地美觀施設 三三四

10、作業 三三四

11、自勵會 三三五

12、吊敷 三三五

13、検閲 三三五

14、賞罰 三三五

15、児童性調査 三三五

四、教育の實施

一、學級編制

1、尋常科の編制 三三九

2、高等科の編制 三三九

二、學級担任と教科担任

1、尋四以下 四四〇

2、尋五六 四四〇

3、高等科 四四〇

三、教科時間配當 四四〇

四、學級經營案

1、學級經營案立案の必要 四四二

2、學級經營案立案の要訣 四四二

3、學級經營施設 四四三

五、家庭との連絡

1、保護者會 四四四

2、家庭訪問 四四四

3、成績通知 四四五

4、保護者の學校參觀 四四五

5、儀式參列 四四六

13、遠足 三三九

14、水泳 三三九

15、体育器具設備の充實 三三九

第四 職員の責務

一、職員の仕事 四四六

二、職員心得及び態度 四四六

三、修養研究 四四七

1、修養研究の要請 四四七

2、修養研究の施設 四四八

四、社會教化 四四九

諸 規 程 五〇

御眞影並勸語贈本奉還規程 五〇

儀式規程 五〇

職員服務規程 五四

當直規程 五五

校務分掌規程 五七

研究會規程 六六

成績考查規程 七〇

兒童表彰規程 七一

學藝會規程 七四

音樂會規程 七五

展覽會規程 七六

体操會規程 七九

体育會規程 八〇

游泳講習會規程 八五

修學旅行及び遠足ニ關スル規程 八八

學友會規程 九一

兒童服忌吊慰規程 九三

兒童文庫規程 九三

一、教育方針の根柢	一六
二、教育の進歩	一七
三、教育の普及	一八
四、教育の質	一九
五、教育の量	二〇
六、教育の設備	二一
七、教育の経費	二二
八、教育の成果	二三
九、教育の展望	二四
十、教育の結論	二五

一、教育方針の根柢	一六
二、教育の進歩	一七
三、教育の普及	一八
四、教育の質	一九
五、教育の量	二〇
六、教育の設備	二一
七、教育の経費	二二
八、教育の成果	二三
九、教育の展望	二四
十、教育の結論	二五

経営要覽

第一 経営の綱領

本校教育經營の大綱は教育に關する勅語の聖旨を奉戴し、小學校令第一條の示す所に據ることは勿論であるが、之が實現實施に當つて必須なる信條を要約すれば次の四大綱領である。

- 一、兒童の個性と實生活を顧慮して完全圓満なる兒童の世界を企劃すること。
- 一、本市の現狀と時代の進運に鑑み有爲なる市民有能なる國民養成の方策を確把すること。
- 一、教育の新思潮を反省し學說を尊重し且批判的態度を持って教育良心の向上建設を計ること。
- 一、全校職員の共同親和によりて各自の職責を竭し教育能率を最高に發揮すること。

第二 教育の方針

一 教育方針の根柢

本校兒童教育は萬邦無比の我が國體に對し確固不動の信念を有し、且我が日本文化の進展に貢献し得

べき國民的人格の完成を理想とする。而して理想を重んじて自然の理性化を設ける新カント派の主張と、現實を尊びて經驗の生長を主張する現實主義の教育説を諧和せる文化的教育の主義主張は、我が校兒童教育の方針を決定すべき我等が根柢的思想である。

本校兒童最近の一般傾向を見るに、兒童性研究部の報告を要約すれば實に左の如きものがある。

- 一、學習上に現れたる一般傾向
 - 1 學習態度 求知心研究心乏しく社會環境學校設備等の不備不満等より學習の態度頗る消極的不活動で、全學年を通し自發的學習乃至自習の念の缺除せる者多く、殊に女兒に於て甚だしい。
 - 2 注意力 散漫の者多く持續性薄弱にして教授上支障を起すこと鮮少でない。而して其の原因の主なるものは營養の不完全・家庭に於ける過勞なる作業、寄生虫等である。
 - 3 言語 所謂「宇都言葉」と云ふ野卑で執拗な訛を持ち、子音中に於ける駄長な母音の發音、語尾不明瞭等の缺陷を有する方言の柱石を脱れ得ない。之が爲に質問に臆し發表に羞恥を伴ひ、兒童教師共に學習及び指導に其の全効を擧げ得ない。
 - 4 學習道德 相互扶助の念乏しく、優生の劣生誘導、共同學習等の指導甚だ困難である。又一般に學習の過去を尊重せず結果を省察せず、徒らに新教材の獲得に急ぎ既習事項の整理復習を忽せにする傾向がある。
 - 5 嗜好教科 自然科學に對する求知心及び審美的教科殊に音樂に對する嗜好極めて低劣で、一般に偏倚する傾向なく、唯手工科のみは全學年を通じて喜ばれる。

二、訓練養護上に表はれたる一般傾向

1 氣質性行 因循な氣質が全學年を通して一貫し、之に低學年に於ては怯懦蒙朧の度を加へ、高學年に及ぶに隨つて乾燥で一面多少陰險な色彩を附してゐる。又學校生活に現はれたる一般性行を

觀るに粗暴に過ぎ道德的觀念比較的低く、友愛の念、禮讓の心得、清潔整頓、責任觀念等の養成涵養が必要である。

- 1 遊戲狀態 多少投機的競争遊戲を好む外、季節的に年毎同様同種のものを経返し、新式遊戲の流行に追はれる等の弊はない。
 - 2 對人關係 一般に溫和從順であるが明快な態度禮容に缺け、友愛の念比較的薄く稀れに徒黨を爲すことがある。
 - 3 體質及び罹病狀態 體質一般に概して乙位を占むる者五六%で甲丙位を占むる者約同數である。特殊な變質者は稀であるけれども、チフス熱患者約一七%、蛔蟲蟯蟲等寄生虫患者約一一%正に及び、全校の保健衛生上留意すべきものがある。
 - 4 遊樂娛樂 讀書趣味のみ旺盛であつて健全なる娛樂機關を持たざる彼等は家庭及び社會の低級な對する娛樂に感染しつゝある傾向がある。
- 如上の成績は嚴正なる立場に於ける批判であるけれども、本校兒童の現状は決して意を安んずべき性質のものでない。即ち本校經營の大綱にこの兒童性の傾向とを經緯して、吾人の策立せる兒童教育の一般方針は次の如くである。

二 教育方針

一、國家本位の教育を施し忠良なる國民の養成に力む。併し國民の風俗を共に共同一體の發展を圖り國家本位の教育を施して健康なる國民精神の涵養に力むるは小學校教育の理想にして而もその全部である。故に皇室に對する信念を養ひ、國家的公民的知識を授け國民的成績を陶冶して國家の進展に貢獻すべき人物の育成を期するものである。

二、郷土的色影の濃厚なる教育を行ひて善良なる市民を養成す。

本市の發達は續業都市として著しい特質を帯びるものにして市民教育の根幹に就いては本校教育の關與頗る大なるものがある。即ち本市の傳統的市民精神を助長し、市民の統一協和を圖る爲に市憲五則の精神を尊重し郷土材料を統整して各科の教育に利用し、特に勤勞の風を養ひ共同一致の氣風を尙はしめんとするものである。

三、兒童本意の教育を實施して各個人の伸展を計る

兒童の心身の發達及びその日常生活に留意して個性に適したる指導を行ひ、創造力を養ひ自發活動を旺盛ならしめ所謂自習力涵養を企圖する。

四、体育を重視して健全なる身心を養成する。

健全なる身体を有するは人間至上の幸福にして而も智徳の取得練磨の源泉なれば常に、合理的なる体育を實施して身体の健全なる發達を遂げしめんとするものである。

五、社會教育に助力して兒童の環境を豊美する。

本校の關與する各種の社會教育はその各個本然の目的を有するは勿論なれ共、尙家庭及び一般社會の善導に努め青年子女及び一般社會環境を淨化して以て本校兒童教育の能率を向上せしめんとする別個重要な目的を有するものである。

第三 兒童教育の實際

一、教育方針
二、一般的教育方針
三、各教科の方針

一 教 授

一 教 授 方 針

1 一般的教育方針

本校に於ける教育の一般的教育方針は、小學校教則に規準して現在の兒童性に順應し以て學習力の養成、智識技能の涵養、徳性の伸張、自修心の啓培を目的とし、その實際案を次の各項に基いて作製する。

- 1 各科の特質各教材の主眼点を確執し學習指導法を精究する。
- 2 兒童の自發精神を重んじ堅實なる學習態度を建設する。
- 3 環境の整理設備の充實に努めて教授學習の最大効果を期する。
- 4 兒童の個性調査を充分して應能的取扱を徹底する。
- 5 職業生活公民生活文化生活をなす準備の爲に郷土及び時代の要求に適應したる教材取扱法を考究する。
- 6 反覆練習を重視して智識技能を精練させ應用自在の能を得せしめる。
- 7 凡ての効果成績の實際を重視して常に進歩的建設的繼續的の方策を講ずる。

2 各教科の方針

修 身 科

- 1 道徳的智識啓蒙の弊に陥ることなく常に順良なる情意の陶冶につとめ道徳的信念の確立を期する。

- 2 國民道德の歸趨を明示せられたる教育勅語の奉戴に力り道德の根源に對する尊敬信頼の念を確立養成する。
- 3 道德的品性の伸展に最も關係深き實踐指導の方法を有効にし個性の擴充を圓滿にする。
- 4 道德的理想を表明したる訓辭は内容を具體的に充實せしめ其の徹底を期す。
- 5 兒童の環境年齢性別等に適切なる道德的指導を充分にし、彼等の實際生活に意義あらしめる。
- 6 時代の趨勢を洞察し之が理解を充分にし其の善導利用に力める。
- 7 改善すべき實際的道德の指導を充分ならしめ現代生活に適應する。
- 8 教師は常に人格修養に最善を致し道德的信仰に基く崇高なる信念を有つ。
- 9 他教科殊に訓練との連絡に留意し常に其の活用を怠ることなきを期す。

讀方科

- 1 普通の言語日常須知の文字文章により他人の思想を明瞭に理解し又は自己の思想を正確に發表する能力の養成に努める。
- 2 常識的智識を收得せしめ文化の理解趣味の向上に努める。
- 3 國語の持つ國民的觀念并に感情に觸れしめ以て健全なる國民精神の涵養に努める。
- 4 文の組成作用に立つて指導する。
- 5 讀む事によりて自己躍進の快感を体得せしめ讀書趣味の向上に努める。
- 6 讀む事を機縁として自己表現能力の養成に力める。
- 7 讀む事の眞義を理解せしめ眞に自己を讀む態度の養成に勉める。
- 8 文章としての統一を意識せしめ推讀推解の態度の養成に力める。

- 9 智識教材は其の事象の状態性質關係道理を明瞭に理解させる。
- 10 情的教材は鑑賞方面に特に意を注ぎ文外に溢るる餘情豊かな生命の流動を掴ましめる。
- 11 韻文の其の事象を如實に想像し作者と近似の世界に逍遙せしめ想と聲調美の調和を讀み朗讀法の工夫をなさしめる。
- 12 散文は夫々の記述形式を研究せしめ各の特色を讀ましめる。
- 13 書簡文は本文の持つ獨自性につき特に研究する。
- 14 自習と指導との聯絡を有機的にする。
- 15 指導は常に兒童の直感の上に行ふを本体とする。
- 16 日常の用語に注意し標準語に親しみます。
- 17 語句は辭書的解釋に陥らしめず讀の態度の養成に努める。
- 18 補充教材を與へて其の讀辭をなさしめ本教材の理解と鑑賞とを一層徹底さす。
- 19 綴方とは特に密接な關係を保ち文章の玩味鑑賞批評をする。
- 20 單元法はなるべく全体法をとらす。
- 21 學習結果に就き批判整理をする。
- 22 質疑は全体的にして意見を具にして行はす。
- 23 各學年の系統を重んじる。

綴方科

- 1 自己の生活を敘述表現する能を養ひ高尚なる文章觀を樹立せしめてその生命の啓培生長を期する。

- 2 題材は兒童の實生活よりとる事を主体として之に純文學的題材及實用的題材を加味する。
- 3 題材の觀照省察の態度を外面生活より漸次内面生活へ誘導する。
- 4 兒童の生活を檢討して之を指導し創作の資源を培養する。
- 5 常に經驗を通じて自己を凝視する態度を養ふ。
- 6 用語は口語体を主として標準語を尊重せしめ題材によりて方言時代語使用の技巧をも知らせる
- 7 兒童の創作智識の發達に隨ひて多方面の文体に接せしめその意義と作法を理解させる。
- 8 兒童の心理發達の過程に順應して表現技巧を修練させる。
- 9 文字假名遣發音表記の統一整美を期し内容に即して常に之等の指導をする。
- 10 自由選題主義課題主義を併用する。
- 11 總ての學習を通じてその指導を具体的にし教師及び先人の經驗を感得せしめる。
- 12 學習用語術語を習熟せしめ作品處理の方法を統整する。
- 13 讀方科の形式的教授に努力して本科學習の基礎を確立し經濟的學習に留意する。
- 14 個別指導を重んじ個性の教育的伸張を圖る。

書 方 科

- 1 書方教授は日常必須なる文字を正しく美しく且迅速に書くの能力を養ふ。
- 2 基礎的取扱に留意し初學年に於ては特に姿勢執筆法によりて正しく筆法間架結構を備へたる文字を書かしめる。
- 3 筆法教授を重視する。
- 4 教材の排列法は手本に盲從せずして中學年以上には適宜楷行草を纏めて學習せしむる様に排列

- 5 手本を充分觀察するの能力を養ふ。
- 6 書の鑑賞と批判の能力を養成する。
- 7 實用主義の方法を取り入れて硬筆書方細字練習速寫練習等をも充分修得せしむる。
- 8 學年に應じて用具を選択せしむる。

算 術 科

- 1 暗算及珠算并に筆算に習熟せしめ計算を正確且つ敏速ならしめ概算概測に慣れしめ以て日常の計算に習熟せしめる。
- 2 社會に於ける經濟の一斑を知らしめ生活に必要なる智識を與へ數量的生活の向上指導につとめる。
- 3 計算の経路思考の順序挿圖の基礎等を明確なる言語を以て發表せしめ思考力の統整に資する。
- 4 教材の内容を郷土的實際化する事に力める。
- 5 新主義數學の思潮に依り空間教材及グラフ教材を重視し代數的計算法を算入して融通的取扱をなす。
- 6 數と量との觀念を明確ならしむる事に努める。
- 7 教材の系統を重んじ常に基礎教材の練習に力める。
- 8 既習事項を基礎として發展的指導に力めしめる。
- 9 學習指導上に作爲主義をとり作らせる測らせる描かせる選ばせる確めさせる事に力めしめる。
- 10 常に診斷的考査をなし其の結果により個別指導に努める。

11 法則の汎通的取扱に留意する。

歴史科

- 1 特色ある我が國体を理解せしめて固有の國民性を味はしめ國民的理想に生くる人物を養成するに主力を盡す。
- 2 教材選擇の眞意を了解し敷衍敷説事項を慎重に研究する。
- 3 地方的史實地方的傳説を巧に使用して郷土化する。
- 4 女兒の爲には女性史を重んず。
- 5 皇室中心主義を採り御歴代の御證號は必ず記憶せしむる。
- 6 講演式の教授法に立脚し問答法を採用する。
- 7 批判は我が國体及國民道德を其の規範とし教科書の内容に立脚し兒童の理解し得る程度にてなす。
- 8 復雜せる材料は要点の把持に留意する。
- 9 人物戦争經濟文化教材の取扱に付いては各々其の何れにも偏せざる様教材の内容を慎重に考慮して教授する。
- 10 時勢の通觀に意を用ひ各時代の大勢特色を知らず。
- 11 時代相互の連絡並に比較をなし常に現代との關係交渉を保たしめる。
- 12 年代觀念を確實にする。
- 13 史實の具体化に必要な直觀方便物の取扱に留意する。
- 14 修身讀方地理科との聯絡については常に意を用ひる。

地理科

- 1 人文地理教材の取扱を重じて人類生活の状態に關する智識を得せしめかつ自然人文の關係を充分に會得させる。
- 2 本邦國勢を明確に理解せしめかつ世界的地位を自覺させる。
- 3 歴史的教材は其の變遷を充分に理解させる。
- 4 人類の施設經營の著しきものは特に重視する。
- 5 特徴を示す教材を重視する。
- 6 實用的智識材料を取入れる。
- 7 國產獎勵の必要なる所以を知らしめ經濟思想の涵養に努力させる。
- 8 海外發展の緊要なる所以を知らしめ殖民及移民思想の培養に着目する。
- 9 各國勢及國民性を理解せしめかつ最近に於ける國際關係を闡明にする。
- 10 堅實なる國民精神を涵養し兼ねて公正なる國際的精神の發揮に留意して取扱ふ。
- 11 各地理的要素の有機的關係に留意して取扱ふ。
- 12 地圖を學習の中心となさしめ其の讀解描寫に努力せしめる。
- 13 實習的取扱を重視する。
- 14 郷土地理の指導を重んじ他地方學習の際常に比較對照をなさしめる。
- 15 直觀方便物の利用に努める。
- 16 國語歴史理科との連絡については常に留意して取扱ひ殊に低學年國語讀本中に現はれたる教材は地理學習の豫備的階段たる事に留意する。

- 1 通常の天然物及自然界の現象に關し繼續的に考究する態度を養成する。
- 2 兒童實驗觀察の指導に努め創造的憶測を尊重し以てその研究的態度を確立する。
- 3 眞理熱愛の心情を涵養する爲め科學的讀物を獎勵し求知心の啓發に努める。
- 4 適當なる郊外指導に依つて郷土に於ける自然物及文化的施設に親近させる。
- 5 低學年に於ては國語讀本中に現はれたる理科的教材の取扱に留意する。
- 6 兒童の生活内容を豊富ならしめる爲め特に低學年に於ては特殊の教科の設置を考究する。
- 7 郷土に於ける産業尊重の念を充分ならしめる。
- 8 兒童の自由研究を獎勵し科學的趣味の培養に努める。
- 9 兒童をして自發的に學習し得る適切なる施設をする。
- 10 觀察實驗せし事項を正確綿密に發表し得る能力養成に努める。
- 11 現代の文化を明かにし其の裏面にかくれたる先輩の奮闘的努力的態度に感奮せしめ以て兒童に工夫創作的發見發明の心を振起させる。
- 12 教師は常に活動的研究の態度を以て活動し以て兒童のために有効なる環境となること。

- 1 物象の鑑象と描寫表現に依つて兒童の美的精神内容を豊純にし各己の創造性を高め人間性の陶冶啓培をする。
- 2 外界の萬象を直觀させて美的感覺及情操を練磨する爲直接兒童の日常生活に密接した具體的鑑賞教育を重視する。

- 3 自律的學習を重んじ題材も資料も表現も兒童と共に研究する。
- 4 兒童各自の個性を精査し之に對する指導と批評と矯正とをし各己の自力發展を助ける。
- 5 兒童各自の美的觀察と發見的描寫創作に主きを置きなるべく模寫をさせない。
- 6 結果に到達する學習の過程に陶冶價值を見出し技巧萬能の弊に陥さない。
- 7 觀賞的印象描寫を主体とし説明的知的描寫を加味する。
- 8 描寫の題材は風景靜物動物の三部面を常に有機的に發展的に選擇排列する。
- 9 記憶的表現寫生的表現圖案的表現製圖の四方面を考慮する。
- 10 パステル系繪具系鉛筆系の三種の描寫材料を適度に使用する。
- 11 手工との連絡結合に留意する。
- 12 常に環境を整理し特に郷土環境を中心とする。

- 1 製作的方法上の智識を授與し技能の習熟を圖る。
- 2 兒童の心身の發達程度により工夫創作の暗示を與へ工業趣味を長する。
- 3 實習を重視して勤勞を貴ぶの習慣を養ひかつ能率増進を計らせる。
- 4 視察及び鑑賞を重んじて美的情探の陶冶に努める。
- 5 低學年に於ては一般的陶冶を主とし高學年に進むに従ひ實用的陶冶を重視する。
- 6 題材は兒童の實際生活に關係深きもの及び工業常識を養成すべきものを選ぶ。
- 7 學習經濟上基本的模式的のものを選擇し技巧を練磨するに適せしむる。
- 8 兒童の技巧的技能の發達に伴ひ論理的排列と心理的排列を調和する。

- 9 時節に合致せしめ他教科特に圖書理科との連絡を充分ならしめる。
- 10 工具の使用に熟達せしむると共に保存法に留意せしめる。
- 11 教授に對する準備殊に材料の研究を完全にする。
- 12 製作の課程を重んじ粗製濫造の弊を矯める。

唱 歌 科

- 1 兒童の内的生命を正しく伸展せしめ平易にして雅正なる歌曲を巧妙に唱謠し唱歌により感情を表出し得る技能を養ふ。
- 2 歌曲を演奏し或は聴樂の趣味に即して心情を快活醇美ならしめ美的情操を陶冶し及び國民的感情を旺盛ならしめる。
- 3 歌曲を鑑賞せしめ創作意識を助長し音樂に關する理解力を養ひ之を樂しむ習慣を養ひ品性の陶冶に力める。
- 4 歌曲は文部省檢定済のものに標準を置き名家の作品童謡を加味し教師の主觀に偏する事なく努めて兒童の心情を快活純美ならしめ且感興を起さしめる。
- 5 歌曲は歌詞との調和よきもの發聲發音拍子音程等を會得せしむるもの基礎となり其の應用の範圍廣く兒童の程度に相應して聽官と發聲機官とを練磨せしむるに適するものを撰ぶ。
- 6 旋法は主として長旋法の樂曲を採用し短旋法律旋法を之に加味する。
- 7 歌詞の内容は兒童の經驗に立脚し直觀或は想像に訴へて極めて切實に説明し歌詞の意味を理解せしむる事に力める。
- 8 簡易なる樂典の智識を授け讀譜力の養成に意を用ふ。

- 9 基本練習は形式に提はるゝことなく歌曲に聯絡せしめて趣味教練によりて歌曲唱謠練習をして知的に助長し習慣的に唱謠を自由ならしむる方便として練習する。
- 10 唱謠練習は獨唱に意を用ひ兒童各自の唱謠力を確實にし發表に依りて創作意識を助長し受容に依りて觀賞意識を明瞭ならしめ齊唱或は合唱によりて音の調和或はリズムの統合を計りて氣分を一齊にし聴樂と相俟ちて歌曲の理解力を養ふ。
- 11 低學年に於ては口授法を採用するも本譜視唱法によるを本意とする。
- 12 變調期に属する兒童及其の他唱謠に故障ある兒童には適宜特別の取扱をなす。
- 13 唱謠作用の行はるゝに當り支障なき姿勢をとらしむる事に注意する。

体 操 科

- 1 兒童身体の健康増進に努め健全なる發育を遂げしめ國民体位の向上に努める。
- 2 絶えず体育に留意する習慣を養ひ運動愛好の精神を養ふ事に努める。
- 3 團体的訓練に注意し社會人としての精神を養ふ。
- 4 技術の末に趨らず精神の陶冶に留意する。
- 5 學年に應じ各運動の目的要領を自覺せしめ自發的に自己体位の向上を圖る態度を養ふ。
- 6 兒童心理に立脚し其の活動本能を満足せしむると共に運動精神を養ふ爲遊戯競技を重視する。
- 7 機械の合理的使用に習熟させる。
- 8 身体検査の結果を活用し自己の異常状態を知らしめ常に之が矯正に努むる様盡力する。
- 9 適切なる課外運動の指導をする。
- 10 練教体操遊戯競技を適當にに排列する。

- 11 雨雪天の体操時間を有効に使用する。
- 12 年齢性天候気節等により教材を選択指導する。
- 13 低学年及女子にありては時に唱歌科と連絡して指導する。
- 14 高学年男子には軍事的訓練を加味する。

商業科

- 1 児童將來の職業指導と社會的生活訓練との意味で商業に関する簡易なる智識技能を授け商業に關する徳性を培養する。
- 2 商業の價値技能を了解せしめ且之が社會的地位を知らしめ商人としての自覺を促す。
- 3 智能學科としては平易なる商業要項簿記學を授け適宜商業算術商業作文法新經濟を加味する。
- 4 簿記々帳珠算速記の技能の熟練に努める。
- 5 正しき經濟觀念の養成に留意し勤勉貯蓄の精神の涵養に努める。
- 6 修學旅行見學新聞雜誌記事等により教授を具体化し實踐の方法により實際化し標本掛圖を利用して教授を直觀的にする。
- 7 用例は多く児童の理解し易き環境に求める。
- 8 普通學科との連絡を密接にし普通學科の商業的價値商業學科の普通教育的價値を益々大ならしめる。
- 9 家庭との連絡を密にし児童の個性智識技能体力其他に留意觀察して適當なる指導をする。
- 10 興味誘發に注意し自發的學習態度の建設に力める。

農業科

- 1 農業に關する普通一般の智識技能を得しめ將來農業研究の素地を與へる。
- 2 農業の趣味を長じ農業尊重の念を養ふ。
- 3 勤勉利用の精神を涵養し以て生産消費時間利用等万般にわたり合理的經濟の實際を理解させる。
- 4 當地方に適切なる蔬菜果樹栽培養蠶養鶏等の教材を重視する。
- 5 本地方常用農具の使用に習熟せしむると共に新式農具に關する智力を授け農具改良の念を養ふ。
- 6 實習を重んじて勤勞の習慣を養ひ技能の習熟を圖る。
- 7 實習指導に際しては清潔整頓を重んじ以て規律的習慣を啓培する。
- 8 農業的郷土の調査を充分ならしめ郷土に對して正しき考察をさせる。
- 9 他教科との連絡を重んじ殊に理科は本教科の基礎たる事に注意する。

家事科

- 1 合理的に科學的に而も實際的なる家庭生活の經營者たる智識技能の基礎を建設すると共に時代に適應したる良習慣の養成に力める。
- 2 女子の使命を自覺せしめ家庭に對する正しき理解と最も穩健なる思想を養ひ徳性を涵養して家庭生活の改善に力める。
- 3 各學科の應用實踐の學科として取扱ひ殊に理科との連絡に留意し女子教育の總括をなす。
- 4 兒童各兒の研究態度を養成して科學の生活化の使命を果させる。
- 5 地方的教材に重きを置き自給自足の習慣を養ひ教材を郷土化すると共に積極的教材を選び困難を離れて改善進歩の氣運に向はしめ以て文化生活に親しませる。
- 6 家庭生活に最も近き實際的の實習と練習とを重視して其の技能を練磨し工夫創作の能を養ひ我

- 7 國古來の家庭の美風を尊重し衣食住何れも學理的見地に立脚して學習をさせる。
- 8 實習は觀察及び考察の力を養ひ機敏を貴び清潔整頓勤勞の習慣を養ひ家庭生活の美化に注意し活力と利用につとめ物品の購入家計簿記の練習を行ひ經濟思想の養成に資すると共に協力一致の精神を養ひ生活改善の實を擧げる事に努める。
- 9 必要に応じて試食會を開き作法との連關を計り兒童相互又は教師の批判により各自の反省進展を促す。

裁縫科

- 1 普通衣類に關する基本的智識技能の習熟に力め漸次實用的にする。
- 2 節約利用の習慣を養ふと共に徳育方面の養成に努力する。
- 3 教材の選擇排列は時勢と地方の状況に留意し縣協議會決定の教授細目を採用する。
- 4 基礎技術の徹底に努力し精巧迅速の習慣を作り一面には模倣性を利用すると共に理解につとめ工夫應用せしむる様指導し裁縫科特質の發揮に力める。
- 5 兒童の各特質(個性)及身心の發達を顧慮し之に適應したる學習をなさしむる事に力める。
- 6 智的修練を重視し正確に理解せしめ之が應用に力める。
- 7 教師は兒童に對し本科に對する興味を起さしめ常に自ら進んでその必要を感じ獨立して裁縫をせんとする自發的傾向を作るべく努力すると共に智識技能の正確と豊富に努める。
- 8 衣類に關しては家事と密接なる關係を有するものなれば特に留意して其の取扱に遺漏なからんことを期する。

二 教授方面の施設

1 教授豫定立案作製

毎學期始めに各科教授細目に基きて、その學期間に於ける豫定立案を作製し、各學級教室に掲示して教師兒童に適當なる、教授學習の進度を與へる。

2 學習指導細案

同學年會に於て、研究したる學習指導の具体案を所定の用紙に記載して、毎週水曜日に學校長に提出檢閲を受け實際指導を行ひたる後、相當欄に記入して、後日の参考に資す。

3 學習指導研究會

教授の方法の改善學習訓練の建設を目的として、毎週金曜日研究會を開催して、學習指導の實際及び理論に付研究を行ふ。

4 教科担任制の加味

尋五以上の各學年に於ては、學級担任制に教科担任制を加味して、教授能率の増進を計る。

5 特別教室設備の充實

兒童の學習環境を整備して、教師の指導能率を高め學習態度の養成に資せんが爲に、毎年理科、圖画、手工、地理、歴史、裁縫等の特別の設備の充實を計り、可成多額の經費を以て、この方面に充當する。

6 兒童圖書室

兒童に學習の資料を得せしめ、讀書趣味を養ひ兼ねて、高尚なる娛樂を得せしめんが爲、兒童圖書室を特設して、所定の時間に見學させてゐる。

現狀の概要を擧ぐれば

創 設	大正十二年九月
圖書冊數	五百二十三冊
全 價 格	七百二十四圓五十錢
日々閱覽人員平均數	七十三人

7 同 學 年 會

毎週月曜日に開催して、當該學年の教材の研究、學習指導法、教授訓練養護上に關する 諸般の打合せをする。

8 成績品展覽會

書方、圖画、手工、裁縫、手藝等の成績獎勵及び、鑑賞教育のため、毎年一回以上兒童作品の展覽會を開催する。

9 學 藝 會

兒童學藝の進展に資せんが爲、毎年一回全校學藝會を随時に學級學藝會を開催する。

10 お 伽 會

兒童の言語發表を練り文藝の趣味を養はんが爲に年數回適當な時之を開催する。

11 唱 歌 會

高尚な音樂上の趣味を養ひ鑑賞に資し、以て唱歌科成績の向上を計らんが爲に毎學年一回以上大會を隨時學級及び數ヶ學級合同の會を開く。

12 体 操 會

体操科成績の進歩技術の統一向上を計らんが爲、毎學期數回宛之を行ふ。

13 學校學級揭示

常識及び、國家公民觀念養成の目的を以て、毎週一回以上學級及學校の揭示板に時事問題、其他重要な事項を揭示する。

14 郷土誌及び郷土資料の活用

本校編纂の郷土誌及び郷土教授資料を不斷補正活用して、常識を養ひ、各科教材の地方化具体化に努め有効適切なる學習をさせる。

15 學用品の研究配給

優良なる學用品を廉價に供給し、兒童の學習を容易ならしめ、その能率を増進せんとするの目的を以て、學用品の研究を行ひ且つ購買部を設けて配給を圓滑にする。

16 特技特能の指導

兒童の個性を重し天才を助長せんが爲、その特技特能につき専門的なる個別指導を行ふ。

17 職業指導

兒童が將來職業の選擇を誤らざるやう指導する爲に、尋五以上の兒童に對して、各科教授特に修身公民實業科地理科の教授取扱に留意し、校外教育を行ひ、且つ會社工場商店農場等と連絡をとり見學等によりて、職業を理解させ且つ充分兒童の家庭及び個性の調査を行ふて、職業に對する適當な指導をする。

18 校外教授及び修學旅行

各教科の學習を實際ならしめ、且郷土に對する理解を高め愛郷心及び國民的常識を養ふを主要なる目的として、計畫的具体案なる校外教授修學旅行及び遠足を實施する。

19 成績考查

教育結果を省察し、且その徹底的向上を計らんが爲に定むる規定に従ひて考查を行ひ、毎學期末にはその結果を所定の通知表によりて保護者に通知して、兒童の自覺反省を促し、保護者の指導獎勵を期待する。

二 訓練

一 訓練方針

本校に於ける訓練方針の根柢は、教育に關する勅語の御趣旨を奉戴し、前述兒童性調査の結果に立脚して、純正高雅なる感情健全なる意志を陶冶し、自奮自律の習慣を練成し、以て忠良なる國民有爲なる市民たるに必要な徳成の完成を目的とする。この目的を達成せんが爲には、特に左の八項に留意せんとするものである。

- 1 本市民俗慣習の長短と本校兒童の性行の調査に力を致し兒童の有する長所の助成と短所の匡救に努め以て訓育の効果を大ならしめ且市民の向上を期す。
- 2 市憲五則の精神を擴充し特に忠君愛國協同親和勤儉力行積極進取の諸徳の涵養に力を盡す。
- 3 修身教授との關係を密接ならしめ兒童をして修徳の必要を自覺せしめ努めて干渉を避け自律自制によつて人格の向上を計らせる。
- 4 各種の作業及び各科の實習を重視して勤勞を尙ふの習慣を養ひ外部意志活動を盛んにし志氣の發奮に資す。
- 5 訓練の成果を驗證して適當なる賞罰を行ふて自奮自覺を促す。
- 6 兒童の環境特に校舍校地の整美に力め高雅なる情操の陶冶に好影響を與へる。
- 7 訓練要目を攻究検討して合理的なる實施方法を講じ且職員協同一致の繼續的努力に依つてその徹底を期する。
- 8 職員各自不斷人格の修養に努め善美なる校風を樹立し實踐窮行以て活模範を示し不知不識の間

の薫化をする。

二 訓練方面の施設

1 訓練要目及び訓練細目

訓練要目	第一、二年	第三、四年	第五、六年	高一、二年
清	からだをきれいにせよ まいあさよくかはを あらひ口をそ、げ はなをこれ あたまのしらみをとれ つめをつめてよきを はなすなよくてを らへ	教室をきれいにせよ はぐ鉛筆くづを落す 室内の空気をかへよ すみぐ、窓きれいに 掃除せよ まどがらすをふけ	学校を清潔にせよ 校庭をきれいにせよ 便所をきれいにせよ 昇降口 廊下をきれいに せよ 講堂をきれいにせよ つばをはきちらすな	環境を清潔にせよ 家庭の掃除を引き受け てせよ 道路を掃除せよ 公共物の清潔に注意せ よ
整	じぶんのものしまつ をよくせよ もののおきばをた しくせよ もちものなをかかけ つくねのなかかたづけ	学校の整頓をよくせよ 備品を正しくおけ まどの開閉を正しくせよ 運動器具をせいどんせよ 掃除道具のしまつをせよ	家庭の整頓をよくせよ 用具を正しく置け 戸障子の開閉を正しく せよ 衣服寝具の始末をせよ	公共物の整頓をよくせ よ 社寺道路公園等の整 頓に気をつけよ
規	いひつけを守れ 親や先生のいひつけを よく守れ 親に口ごたへをするな 監護 當番のいひつけ をよく守れ	学校のきまりを守れ 登校下校の時刻を守れ 缺席届出をせよ 休みの時間のきまりを 守れ 左側通行 不用品をもち来るな みだりに校地外に出るな 活動寫真を見に行くな 危い遊やかけごと遊び をするな のあらしをするな らくがきをするな	律規正しく生活をなせ 時間をきめて勉強せよ 寝起や食事の時刻を定 めよ 外出の時は行先を明に せよ 用便の時を定めよ	社會のきまりをまもれ 制服制帽を着用せよ 夜遊びをするな
勤	ひとにまけるな おさらへをよくせよ おけいごとうぐをわす れるな おけいこのとき、わき みをするな ちさんけつせきをするな	精出して勉強せよ 豫習 復習を怠るな よく質問せよ 豆本 小説類は讀むな	仕事を眞面目にせよ 学校作業に熱心になれ うちのてつだいをよく せよ 仕事をぐづん、するな かけひなたなく働け	能率増進に留意せよ 仕事に工夫をこらせ 敏捷に仕事をせよ 愉快に仕事をせよ
儉	ものをそまつにするな 書物をしていねいにせよ ノートをやぶるな	お金をむだにつかふな 買ぐいするな 無益のものを買ふな	贅澤品を用ふるな 髪飾りをするな 身分不相應な物をもつ	貯蓄せよ 貯金通帳をもて 小使錢やもらつたお金

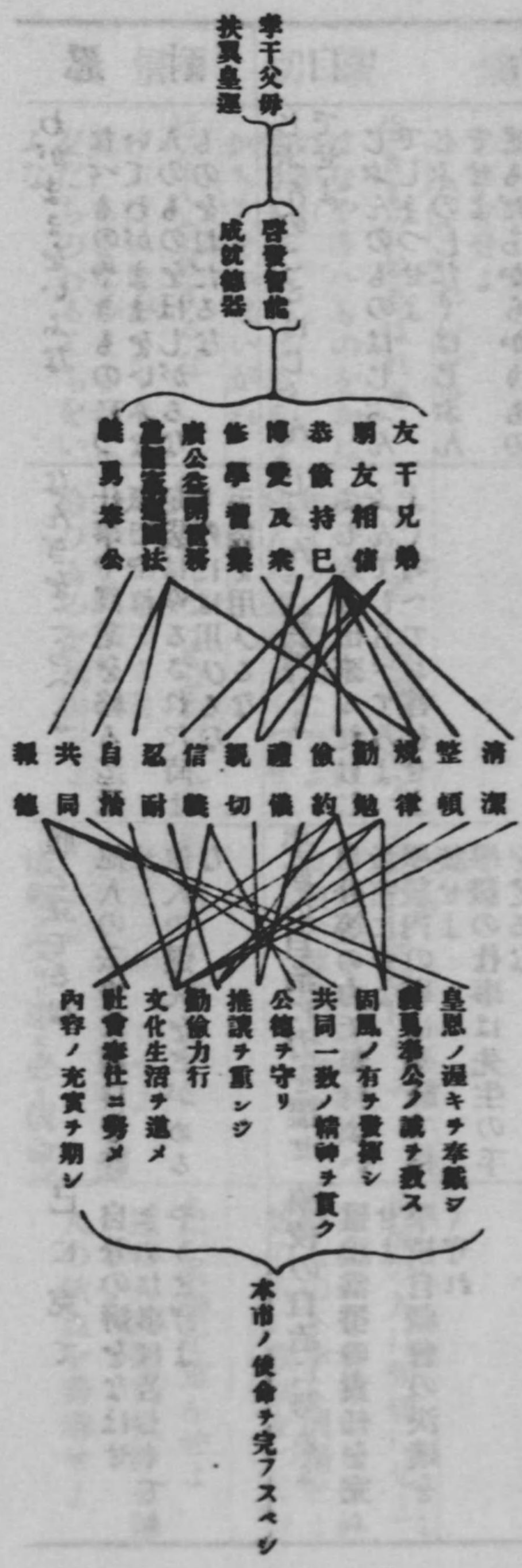
約	禮	儀	親切	信義
かみほぐをそまつにするな きもの、ぼうしをよますな	おじぎをよくせよ ねおきのあいさつをせよ ゆきかへりのあいさつをせよ 先生やめうへの人におじぎをせよ ひとのまへはかがんでおみややおてらにはおじぎをせよ ひつぎにれいをせよ	言葉遣ひに氣をつけよ 返事をはきくせよ 名を呼びすてにするな 下品な言葉を使うな 俗歌を歌ふな 方言を用ふるな	生きものをあはれめ はなやうへものをかはしがれ 生きものをいじめるな からくをかはいがれ けんくわをするな けんくだいなかよくせよ 友だちのわるくちをいふな	うもの者に親切にせよ 弟や妹をかはいがれ 年より親切にせよ 病人に親切をくつせ 他人にまことをつくせ つげ口をするな うそをいふな 拾ひものを届出でよ
徒に流行を追ふな	容儀を正しくせよ みなりを正しくせよ 氣車や汽船に乗つて不作法なことをするな 着物を正しく着る 帯を正しくむすべ	友達に親切にせよ 下級生をかはいがれ 友達を救へ	約束を守れ 約束は考へてせよ 約束の時刻や事柄を違へるな 依頼を受けた事は必ず復命せよ	腹を立てるな 他人の云つた悪口を許せ 他人の過失をどがめるな
を貯金せよ	長幼の序を保て 長者を敬へ	世間の人に親切にせよ あはれな者をいたはれ 他人の不幸に同情せよ 旅の人に親切をつくせ	己に克て 自分の癖をなほせ きめた事は苦しくてもやりとげよ	學校の自治に努めよ 監護當番の責任を完ふせよ 學校自強會の決議をよく守れ

忍耐	自治	共同	報
わがままをいふな たべものやきものについでわがままをいふな 人のものをほしがるな ものをねだるな	じぶんのことはじぶん でせよ じぶんのものはじぶん でしまつせよ じぶのしたくはじぶん でせよ どもたちからかりもの もらいものをせぬこと	なかよくあそべ おほせいでいつしよに よくあそべ ひとをはねのけにする な 悪い事の仲間入するな	おんをわすれるな まいあさ 天皇陛下を おがめ
なんぎをこらへよ 仕事や課業を終る迄元 氣でやれ 足袋はゆるされた時よ り外には用ひるな 手袋を用ひるな	じぶんで勉強せよ ふしんは出来るだけじ ぶんでしらべてみよ よく考へてお答をせよ	仲よく學業にはげめ 人の不出來をあざける な ふしんの點は互ひに調 べ合へ	人にめいわくをかける 公のものを大切にせよ
他人の云つた悪口を許 せ 他人の過失をどがめる な	學級の自治に力を盡せ 自分等の力で氣持よい 教室にせよ 學級内の事は學級で相 談せよ 學級の仕事は先生の手 をどるな 自強會の實行事項をよく 守れ	一致して作業に精出せ 自分ひとりなまけるな 仲よく働け	人のためになれ 運動場や道路の危険物 を始末せよ
己に克て 自分の癖をなほせ きめた事は苦しくても やりとげよ	學校の自治に努めよ 監護當番の責任を完ふ せよ 學校自強會の決議をよく 守れ	團體のために力を盡せ 學友團成績の向上に努 力せよ 少年赤十字團の發展に 力を盡せ	社會奉仕に努めよ 出來る道路の修繕は推 んでせよ

徳	まいにちかろほどけを おがめ としよりを大切にせよ せんそのはかをたいせ つにせよ	道路で遊ぶな	頼まれた用たしを氣持よ くせよ	組内の仕事をなるべ く手傳へ
---	---	--------	--------------------	-------------------

訓練要目選定の根柢

訓練要目并に訓練細目は訓練の統一周到を計る爲に制定し本校児童性の實情よりして訓練實施上緊切なるもの十二綱を撰定して、吾人が兒童に要望する道徳標準を確定するものである。而してこの撰定綱目は健全なる國民有爲なる市民としての訓練を兼ねるもので、即ち十二綱目と教育勅語及び市憲五則との關係連絡は左の如き解釋を以て成立せるものである。



茲に撰定したる十二綱の徳目は本校児童に施すべき徳道的訓練の全部を包含するものであつて、此れ等徳目の撰定の要旨及び倫理學上哲學上の科學的徳目分類に於ける體系上の位置及び特殊的意義を略述すれば

訓練要目の環境的分類

- A 自己に對する諸徳
清潔、整頓、規律、勤勉、儉約、忍耐、
- B 家族及び友人に對する諸徳
禮儀、信儀、親切、
- C 社會及び國家に對する諸徳
自治、共同、報徳、

右の分類は實踐指導上その實施法を組成するものであつて、自己に對する諸徳に屬するものは比較的、下學年に多くの成功を要望し、家族及び友人に對する諸徳は中學年に於て徳目の發展と道徳的批判方の喚起とを以て上下學年に連絡させる社會及び國家に對する諸徳は假令之を下學年より實施しつつありと雖も上學年に於て始めて、自己の國家的社會的價値の認識の上に立つ確固たる自覺の下に訓練の實施をなすのである。

訓練要目の特殊的意義

前述選擇綱目の意義乃至徳目の運用法は通用の意義乃至運用法とは、多少の差異がある。蓋しこれは兒童性の一般傾向より特に緊切なる徳目を樹立し然も道徳的訓練の全般に及ばんとする爲に起るもので

修身教科書及び一般倫理學書の謂ふ徳目と茲に選擇せる十二綱目の意義解釋運用の實際は左の通りである。

清潔 自己に對する諸徳中身体生活上衛生方面を代表する徳目にして該方面の鍛練に關するものは勤勉の項目中に編入する。

整頓 行の修養上慎獨に該當する徳目として選びたるもので、本校兒童の社會環境よりして行の修養上他の徳目に率先して訓練すべき性質を有するものである。

規律 整頓を慎獨の物的外部的のものとして規律はその心的内部的の規準を示したものでその運用は社會道徳にまで發展させてある。

勤勉 茲に所謂勤勉とは知の修養上に於ける勉學と身体生活上の鍛練との併合の意義を有し兼ねて行の修養に於ける立志進取の一面をも備へるものである。

儉約 經濟生活に於ける諸徳を代表するもので質素儉約の意義を併用する。

禮儀 社會に對する諸徳目中長上並に朋友間に於ける恭敬の念を涵養し禮儀作法の訓練をする。

信義 信義は友愛公正至誠の意義にとり主として朋友間の道徳訓練をなし行の修養に於ける慎獨とも連繫する。

親切 社會に對する諸徳即ち親切慈善寛容博愛憐愍を代表させたる徳目である。

忍耐 道徳的行爲の實現は悉く勇氣の徳に依るが故に十二綱目の背景には勿論勇氣を置く。而して勇氣の内部的積極的方面たる勤勉進取元氣決斷の諸徳は勤勉を以て代表せしめたから茲には内部的消極的方面の克己忍耐と忍耐の一語を以て代表せしめたものである。

自治及び共同 社會又は國家生活の道徳的訓練として選びたるもので行ひの修養に於ける遵法の精神と關聯せしむるものである。

報恩 社會國家訓練の總合の徳目として之を講ずる。

要目細目の排列 前掲の諸徳を大體の分類として、各徳目の性質により兒童の心意發達の順序身体能力の實情を考慮して排列按配すべく、環境の廣狹、實踐の難易、實際價値の大小の三分類よりして之をなし、専ら合理的の排列を旨とした。併して同じ環境の擴大による發展法と雖も必ずしも、自己||家庭||社會||國家の順序を完ふせず、兒童の能力のこの發展に伴はざる場合又は學校生活者として不必要なる場合、或は社會がその訓練を必要とせざる場合はこの標準の中途にて發展を止めた。即ち規律、自治、共同の如きこれである。排列の分類を表示すれば、

- A 環境の廣狹による排列
 - 清潔、整頓、規律、親切、共同、共同、報恩、
- B 實踐の難易による非列
 - 禮儀、信義、忍耐、
- C 實現價値の大小による排列
 - 勤勉、儉約、

訓練要目及び訓練細目の運用法 訓練要目及び訓練細目はその徹底を期するため、毎月一綱を撰定してその綱目に關する倫理的實際的研究をする。その實踐指導に當りてはこれを適宜他綱目と關聯せしめ、撰擇せられたる一綱目の實踐が他の十一綱目の掃越を示すべく指導する。然して此等運用の實際は訓練研究會によつて行はれるもので

ある。一、科目の訓練を示す。二、世界をこゝろに置き、我が國の實情を基礎として、その訓練の目的を定む。三、その訓練の目的を達成するに必要なる一、科目の訓練の程度を定む。二、訓練研究會
 毎月第四火曜日に開催し訓練要目運用法の研究、偶發事項の處理、訓練成績の調査をなすもので全職員之に参加する。

3 朝會

毎朝始業前十分間之を行ひ、東方遙拜、訓話、諸注意、深呼吸等をなし、日々の訓練出發點を此處に求める。

4 講堂訓話

全校兒童を上學年(尋五以上)下學年(尋四以下)に二分し毎月一回づつ講堂に於て學校長訓練に關する訓話をなし、個別訓練學級訓練の統一を圖り、時に全校兒童を集めて國家社會の重要な事件に關して訓話をなし情意の陶冶國民精神の涵養に努力する。

5 記念日の制定とその施設

我國歴史上重要な事件及び郷土國家の偉大なる人物に關するもの、中より、兒童に適切なるものを制定して記念日とし、その當日若くは前日に講話會、參拜、特別修養等の行事を行ふて、國民精神振作社會人的修養の好機會を興へる。而して本校に選定せる記念日は次の通りである。

五月二十五日	楠公記念日
五月二十七日	海軍記念日
五月三十一日	行啓記念日
六月十一日	時の記念日
七月十一日	國旗制定記念日
九月十三日	乃木將軍記念日
十月十五日	戊申詔書御下賜記念日
十月二十七日	吉田松陰先生記念日
十月三十日	教育勅語喚發記念日
十一月一日	市制施行記念日
十一月十日	精神作興詔書御下賜記念日
一月二十五日	開校記念日
二月二十五日	菅公記念日
三月十日	陸軍記念日

6 儀式

三大節拜賀式、明治節儀式、地久節儀式、開校記念式、入學式、卒業證書授與式、職員就退任式等は國民的團体的訓練の絶好の機會として周到なる注意の下に嚴肅莊重に之を施行し、平素訓練の成績を考查する材料ともする。

7 神社参拜

國体の淵源にさかのぼらしめて敬神崇祖の念を喚起し莊嚴なる祭祀に參與せしめて敬神の念を涵養する爲に神社参拜を適宜行ふ。全校児童神社参拜日は左の如く之を定める。

十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
十五日	十八日	二十三日	二十七日	三十日	十一月	十一月	十二月	十二月	十二月
産土神社祭	官祭招魂社祭	日吉神社祭	新嘗祭	新嘗祭	新嘗祭	新嘗祭	新嘗祭	新嘗祭	新嘗祭

8 學友團

校外訓練の徹底を圖り自治的精神の涵養に資する爲、児童通學區域を十八團に分け學友團を組織せしめ、各團に團長副團長を置き擔當教員督指導の下に自治積極的なる修養を奨励する。

9 校舍校地美觀施設

校舎内外の清潔整頓に留意し各教室に美觀裝飾をなし校庭花園の樹木花卉の手入を充分にし高雅なる精操陶冶の一助とする。

10 作業

勤勞に慣れしり且之を尙ふの氣風を養ひ兼ねて社會奉仕の精神を体得せしめる爲に適當なる作業を課す。

11 自 疆 會

しその指導をする。勤勞作業として重要なものは校舎内外の掃除、整理、學校園の手入校舎校具の修理道路社寺その他公共物公共建物の保護等にて、學友團の組織を以て之に當るもの、學級を以て之に當るもの等適應の處置を講ずる。

12 吊 慰

尋五以上の各學級に於て毎月一回自律的に之を開催して、學校學級の自治に関する問題につき児童自ら研究し担任教員の指導によりて實行事項を決議して、その實行を期せしめ以て自治の美風を馴致する。

13 檢 閲

職員児童及びその近親の不幸に際して吊慰をなさしめ同情親和の美風を養ふ。

14 賞 罰

定期又は不時に児童の學用品服裝身体等の檢閲を行ひ以て訓練の徹底を圖る。

15 兒童性調査

學級担任者及び専科担任者は常に種々なる方法に依りて兒童の性行調査心理試験を行ひ、その結果を調査簿に記入し兒童性調査部に提出、調査部には之を統合して全校兒童の性行概表を作成し、毎年第三

學期開催の兒童性研究會に提出し全校職員の研究討議によりて訓練の方針對策を定める。

三 養護

一 養護方針

兒童の身体を合理的に養護鍛練して調和的均濟的に發育を遂げしめ、着實にして敏活なる動作と快活にして勇敢なる活動に慣れしめ以て智徳達發の根源を培啓し、且自己の健康と体育の必要を自覺せしめて常に進んで自己の体育の鍛練に力めしめんとする。これが爲めには

- 1 積極的養護即ち鍛練の合理的實施を重視して健全なる發達を企圖する。
- 2 体育的設備の完備に努め正課の体操以外に努めて趣味ある課外運動、遠足、水泳等を奨励して運動に親しむの習慣を養ふ。
- 3 身体検査の結果を利用して、なるべく兒童に体位に適應したる体育を施し、且自己の身体に對する自覺を促し益々自勵するやうに導く。
- 4 生理衛生に關する智識を得せしめ衛生思想の普及發達に努め國民保健の實を擧ぐる基礎たらしめる。
- 5 訓練との關係を密接ならしめ体操遊戲等に於て規律、共同、秩序、服從、快活、剛毅等の諸徳を養ふ。

二 養護方面の主要施設

1 身体検査

身体検査は每一入學兒童は毎年二月全校職員兒童は、毎年四月に之を行ひ、兒童の部はその結果を保護者に通知して健康保全異狀監察の參考に資し學校に於ては体操科及び他學科の學習作業の適否を定める。

2 學校看護婦の設置

學校看護婦を置いて校醫指導の下にトラホーム、耳漏等の治療、病傷兒童の應急手當等を行はせ且養護係協力させて養護成績の向上に努める。

3 トラホーム治療

毎月一回全校兒童のトラホーム檢診を行ひ患者には、毎日治療を受けしめて之が豫防撲滅を圖る。

4 寄生蟲驅除

毎年十月全校兒童の檢便を行ひて寄生蟲保持者には服藥させる。

5 虱の驅除

毎年數回女子の頭髮を検し虱の保持者には適應の處置をとり驅除方法を講ずる。

6 手洗器設備

各學級に手洗器を備附けて清潔の習慣を養ひ、トラホーム寄生蟲其他疾病の傳染豫防をする。

7 異常兒童の特別取扱

身体及び精神の異常兒に對しては特に留意して、學校醫監護を受けしめ、担任教員保護者と協力して之が故障矯正に努める。

8 撒水車設置

春夏及びその他の時季に於て土砂塵埃の飛散甚だしき際は、校庭に撒水車を以て常に撒水する。

9 掃除

普通掃除毎日一回大掃除は隔週一回之を行ひ、校舎校庭の清潔に努める、又夏季休業中人夫を雇入れて特別大掃除を施行し床下其他を徹底的に清掃する。

10 換氣、採光、姿勢矯正

換氣採光等に注意し窓掛、机腰掛、姿勢等を改良補正し舊式校舎の不便校具の不備を補ふ。

11 体操會

毎年七回之を開催して實地指導及びその批評を行ひ合理体操の建設に留意する。

12 体育大會

毎年一回之を開催して体育の向上を図る。

13 遠足

心身鍛練の目的を以て、毎年春秋二回學年各個及び全兒童合同の遠足を行ふ。

14 水泳

毎年七月水泳講習會を開催し、尋五以上の兒童に水泳の練習をなさしめる。又一般兒童に水泳心得を印刷配布し水泳を安全合理的に奨励する。

15 体育器具設備の充實

正課時間に使用する、体操競技の用具の完備に努むると共に自由運動の用具を備附けて、フットボール、テニス、ビンボン、バスケットボール、野球等の奨励を行ふ

四 教育の實施

一 學級編制

1 尋常科の編制

毎年毎學年の兒童數不定なるを以て編制上の困難を感じ之を確定することは不能である。然れども之が大體の案は尋一二年を男女共學とし、尋三以上は男女別として各學級共優中劣混合の普通編制とし、一學級の兒童數五十内外を理想とすれ共毎年七十以上のものあり、學習指導上多大の支障あり之が對策は目下考慮中である。

2 高等科編制

各學年共男女別農業科組商業科組に分ち中等學校進學志望者を以て一學級を編制するに足るときは別に學級を編制する。現在本校高等科生は市内五尋常小學校卒業生及他校よりの轉校者あるを以て公平なる配合に留意し統合調和に努める。

二 學級擔任と教科擔任

1 尋 四 以下

學級担任制をとる。但し技能科中の唱歌手工のる同學年間に於て交換教授を許容する。

2 尋 五 六

學級担任に教科担任を加味する程度に止り國史地理理科唱歌手工を尋五六担任者間で交換教授を行ひ圖書裁縫は専科教員之を担当する。

3 高 等 科

學級担任制を主とし本科教員を各學級主任とし修身讀方算術体操其の他を毎週十五時間以上相當し、之に教科担任制を加味して學科の専門的攻究と訓練の合理的實施とを行ふ。

三 教科時間配當

教科時間配當は法令に準據し本市の事情を斟酌して左の如く各科教授を定める。

教科	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二
學科	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二

家事	實業 (商農)	体操	唱歌	手工	圖画	理科	地理	國史	算術	國語			修身
										讀方	綴方	書方	
		三	一	一	一				五	八			二
		三	一	一	一				五	三	二	五	二
		三	一	一	一				六	三	二	六	二
		三	一	一	一	二			六	三	二	六	二
		三	一	一	女男	二	二	二	四	二	二	五	二
		三	一	一	女男	二	二	二	四	二	二	五	二
女	女男	三	一	女男	一	二	二	二	四	一	一	女男 四五	二
女	女男	三	一	女男	一	二	二	二	四	一	一	女男 四五	二

6 特殊 學年の上下、児童の個性等に應じ學級担任者は獨創的特殊施設をなし學級教育の完成を期することを常に鑑裡に置く。

五 家庭との連絡

1 保護者との會

(1) 毎年一回五月下旬に開催する。
(2) 保護會行事の主なるもの

- イ 各學級担任實地授業參觀
- ロ 學校長講話
- ハ 各學級担任と保護者との懇談
- ニ 児童成績品の展覽

(3) 保護者會開催の日時及び行事は職員會に於て決定しその事務は教務係に於て處理する。

2 家庭訪問

(1) 家庭訪問は、定期及び臨時に之を行ふ。而して定期訪問は夏季休業中及びその前後に於て擔任教員これに當り、臨時訪問は必要に應じて擔任教員調任係學友團擔任教員これを行ふ。

(2) 家庭訪問に際しては、次の諸項に留意してその目的の達成に努めねばならぬ。

- イ 家庭生活の狀態及び環境の調査考察。
 - ロ 保護者家族の心情及び教育に對する態度觀察。
 - ハ 家庭生活及び交友等に於ける児童の操行並に學校訓練の徹底の態度調査。
 - ニ 児童の個性及び身体狀況の知悉。
 - ホ 児童將來の希望及び保護者の學校担任教員に對する希望。
 - ヘ 児童の學校生活に於ける態度成績等に關する意見開陳。
 - ト 保護者担任教員の協調親和。
- (3) 家庭訪問者は豫め児童の成績個性等を充分に調査し、且言動に注意して教師たるの品位を保つのみならず保護者の頼信を高めること。
- (4) 家庭訪問の結果、將來に於ける教育方案の考定及び個別指導上參考となるべき事項は成績考査簿の調査記事家庭欄に記載すること。

3 成績通知

- (1) 児童の學業成績狀況及び缺席狀況は毎學期末一回、身体検査狀況は毎年五月上旬之を通知表に記入して保護者に通知する。
- (2) 通知表の一部に修業証書及び賞証印欄を設けて學年末に賞印、校印（修業証書に）を押捺して保護者に渡す。

4 保護者の學校參觀

- (1) 平時に於ける學校參觀を獎勵する
- (2) お伽會、唱歌會、學藝會、運動會等の際は特に來校參觀を獎勵する。
- 5 儀式參列

三大儀式、入學式、卒業式等にはなるべく多數の保護者の參列を獎勵する。

第四 職員の責務

一 職員の服務

本校職員は小學校令施行規則全細則等に定められた服務に關する教育法則及び本校諸規定に従ひ、自己の本分を自覺して強烈な責任感に基き熱心に眞面目に服務すべきである。

二 職員心得及び態度

本校職員は教育に關する勅語の事旨を奉戴し、教育に關する法令に準據し明治十四年發布の小學校教員心得の趣旨を体し國民教育の重責に當らねばならぬ。而して本校教育の進展を圖るには、全職員に左記態度が徹底してゐることが大切である。

- 1 不斷の修養研究に努めて常に高潔なる品性と卓越せる智識技能を磨き、確固たる信念を持ち且身体の鍛練に力め以て教育能率を高むること。
- 2 和衷協同の美風を馴致して校運の進展に對して熱誠なる奉仕的活動をなすこと。
- 3 各自充實せる意氣と強烈なる責任感を以て、その長所を發揮し全校教育に好影響を與ふること。
- 4 兒童を熱愛して、その人格を尊重し個性を理解し、且學校學習の方針に共鳴して、學級經營に全力を傾注すること。
- 5 犠牲的精神を發揮し、進取的態度を以て校務の整理に努め、常に全校教育向上の爲に努力を惜しまざること。
- 6 職員會研究會等に於ては常に積極的に確固たる信念に基きて腹藏なく意見を吐露し、公明にして熱誠なる態度を持ち、附和雷同を慎しみ慎重に協議研究を遂げ、一旦決議したる事項に對しては快く之を實行して全校の教育意志の徹底を期すること。
- 7 兒童の環境乃至社會に對しては虚心坦懐よく協調を遂げ、常に教師たるの威信を保ち、且努めて社會教育に力を致して之が嚮導に努め兒童教育の徹底を圖ること。

三 修養研究

1 修養研究の要諦

教育の問題は教師の問題に歸着する。教育的活動の源泉が教師にあることは贅言を要せざる所である。故に本校職員は日常の職務を遂行する際及び特別な機會を捉へて、常に修養研究に努めねばならぬ。修

養研究を怠つて退歩しつゝあるものが如何でか向上進歩しつゝある児童を指導することが出来やうか。修養上常に留意すべきは。

- (1) 常に自己の省察を怠らず本校教育の方針を体得して教育の實務を完全に遂行せしかを考慮すること。
- (2) 修養研究の結果自己は如何に進歩し児童、他職員、學校の施設、社會奉仕等に如何なる刺戟を與へしかを内省すること。
- (3) 継続的に自己の特能發揮に努めて、全校教育進展向上に好影響を與へるやう努力すること。
- (4) 常に雜務に追はると教師生活には時間利用の考へが足りないこと修養研究の出来ない事を深く考へること。

2 修養研究の施設

- 1 教科研究会
 - イ 研究總會
 - ロ 教科研究会
 - ハ 同學年會
 - ニ 學習指導研究会
- 2 訓練研究會
 - イ 訓練研究月例會
 - ロ 訓練研究大會

ハ 兒童性調査會

- (3) 講習、視察
- (4) 圖書、新聞雜誌の購讀
- (5) 親睦會
- (6) 遊戲會

四 社會教化

本校職員は公務の餘暇兒童の環境整理を目的として、社會教化青年處女指導に力を致してゐる。その主なるものは次の通りである。

- (1) 宇部青年訓練所經營
- (2) 實業補習教育
 - 宇部農業實踐學校、宇部商業實踐學校、宇部實業實踐女學校等の教育擔任。
- (3) 青年團指導
- (4) 處女會指導
- (5) 報德會指導
- (6) 宇部方面委員會援助
- (7) 修養團指導

御眞影并勅語謄本奉護規程

五〇

- 一、御眞影并勅語謄本ハ奉安所ニ奉置ス。
- 二、御眞影並ニ勅語謄本ハ全校職員奉護ノ責ニ任ス。
- 三、奉安所ノ開閉ハ學校長之ヲ行フ。但シ學校長事故アルトキ又ハ非常變災ノ場合ハ此ノ限リニアラス
- 四、奉納箱及奉安所ノ鍵ハ學校長之ヲ保管ス。
但シ退校ノ際ハ奉納箱ノ鍵ヲ除ク外、學校長ニ於テ封印ヲ施シ、當直教員ニ保管セシムヘシ。當直教員ハ非常變災ノ外開閉スルコトヲ得サルモノトス。
- 五、奉拜ノ爲奉揚所ニ移御ノ際ハ職員二名以上守護シ嚴重ニ之ヲ行フヘシ。
- 六、非常變災ニ當リテハ御眞影並勅語謄本ハ直ニ第一奉遷所ニ奉遷シ、同所亦危險ト認ムルトキハ第二奉遷所ニ奉遷スヘシ。但シ狀況ニヨリ此ノ順序ヲ經サルコトヲ得。
- 第一奉遷所 神原尋常小學校
第二奉遷所 新川尋常小學校
- 七、前條ノ場合ニ於テハ警察署員ニ急報シ途中ノ護衛ヲ受ケ職員二名之ヲ奉護スヘシ。但シ急迫ノ場合ハ警察官吏ノ護衛ヲ待タズ奉遷スルコトヲ得。

儀式規程

- 一、本校ニ於テ舉行スル儀式ハ左ノ如シ
- 1 三大節拜賀式

- 2 開校記念式
- 3 入學式
- 4 年始業式
- 5 學期始業終業式
- 6 卒業証書授與式
- 7 職員就任及ビ告別式
- 二、前項ニ於ケル儀式ノ次第ハ左ノ如シ
- 1 三大節拜賀式
 - 一、入場
 - 二、敬禮
 - 三、開扉——上席訓導、此ノ間一同伏首、後最敬禮
 - 四、唱歌——君ガ代二回
 - 五、拜賀——職員、兒童、參列員
 - 六、勅語奉讀——學校長、此ノ間一同伏首、後最敬禮
 - 七、唱歌——勅語奉答
 - 八、閉扉——上席訓導、一同最敬禮、此ノ間一同伏首
 - 九、誨告——學校長
 - 一〇、唱歌——當日ノ唱歌
 - 一一、敬禮
 - 一二、退場

五一

2 開校記念式 勸語奉讀本奉讀規程

- 一、入場
- 二、敬禮
- 三、唱 歌——君ガ代二回
- 四、勸語奉讀——學校長、此ノ間一開伏首、後最敬禮
- 五、唱 歌——勸語奉答
- 六、誨 告——學校長
- 七、祝 詞——參列員
- 八、唱 歌——校歌
- 九、敬 禮
- 一〇、退 場

3 入學式

- 一、入場
- 二、敬禮
- 三、唱 歌——君ガ代
- 四、訓辭及ビ挨拶——學校長
- 五、擔任教員紹介——學校長
- 六、敬 禮
- 七、退 場

4 始業終業式

- 一、入場
- 二、敬禮
- 三、唱 歌——君ガ代二回
- 四、訓 話——學校長
- 五、敬 禮
- 六、退 場

5 卒業證書授與式

- 一、入場
- 二、敬禮
- 三、唱 歌——君ガ代二回
- 四、勸語奉讀——學校長
- 五、唱 歌——勸語奉答
- 六、學事報告——上席訓導
- 七、卒業證書授與——校長
- 八、褒賞ノ授與——學校長、市長
- 九、誨 告——學校長
- 一〇、告 辭——市長
- 一一、祝 詞——參列員
- 一二、答 辭——卒業生總代

- 一三、唱 歌——仰げば尊し(卒業生)螢の光(在校生)
- 一四、敬 禮——
- 一五、退 場——
- 6 職員就任及び告別式
 - 一、入 場——
 - 二、敬 禮——
 - 三、送迎ノ辭—— 學校長
 - 四、換 摺—— 就任及び退任職員
 - 五、換 摺—— 兒童總代
 - 六、敬 禮——
 - 七、退 場——
- 三、其ノ他臨時ニ行フベキ儀式ノ次第ハ教務係起案シ學校長ノ檢閲ヲ受クルモノトス。

職員服務規程

- 一、職員ハ始業時間前二十分迄ニ出勤シテ兒童教育ニ當リ、終業後兒童成績物ノ處理、翌日ノ準備分掌事務ノ處理等ヲ了ヘ、全校ニ於ケル最終授業終了后一時間以上經過シタル後退出スヘシ。
- 二、出勤ノ際ハ必ず出勤札ヲ掛ケ出勤簿ニ捺印シ、退出ノ際ハ出勤札ヲ撤スベシ。
- 三、授業時間中ニ於テ止ムヲ得ズ外人ノ應接電話等ヲナサントスルニハ學校長ノ許可ヲ受クベシ。

- 四、當直監護當番教員ハ出勤札ヲ相當ノ位置ニ掛ケ且徽章ヲ附シテ絶エズ校舍校地ヲ巡視シテ養護訓練ニ當ルモノトス。
- 五、執務時間中校地外ニ出デントスルモノ又ハ兒童ヲ引率シテ校外教授ヲナサントスルモノハ學校長ノ許可ヲ受クベシ。
- 六、飲酒遲參早退ヲナサントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ當日ノ出勤時間迄又ハ其ノ都度學校長ニ届出ズベシ。
- 七、職員ハ休日ト雖モ臨時出勤ヲ命ゼラレタルトキハ直チニ出勤執務スベシ。
- 八、非常變災ニ際シテハ速ニ出校警戒防備ニ任ズベシ。
- 九、願書届書及公文書類ノ進達發送ノ際ニ於テハ必ず學校長ヲ經由スベシ。
- 一〇、辞令書ノ交附ヲ受ケタルトキハ學校長ニ提出申告スベシ。

當直規程

- 一、當直ヲ分チテ宿直及び休業日ノ日直トス
- 二、宿直ハ男教員、日直ハ女教員一名宛本校着任順ニヨリ勤務スルモノトス。但シ春夏冬休業ノ際ニ於ケル日直ハ全教員輪番之ニ當ルモノトス。
- 三、當直員ニシテ病氣其他ノ事故ニヨリ已ムヲ得ズ勤務シ能ハザル場合ハ必ず、本校教員中ヨリ代直員ヲ定メ庶務係ニ届ケ出スベシ。
- 四、當直勤務時間ハ宿直ハ終業時刻ヨリ翌日ノ終業時刻迄日直ハ始業時刻ヨリ日没迄トス。

- 五、當直ノ任務左ノ如シ。
 - 一、御眞影並ニ勅語謄本ノ奉護。
 - 二、非常時ニ於ケル處置。
 - 三、校地、校舎、校具ノ取締及巡視。
 - 四、領鑰及印章ノ保管。
 - 五、郵便物電報ノ處置。
- 六、當直者ハ其ノ日勤務狀況ヲ當直日誌ニ記入シ翌朝校長ニ報告スベシ。
 - 一、天候
 - 二、巡視狀況
 - 三、來校者
 - 四、處務事項
 - 五、其他必要ト認メタル事項
- 七、其他勤務中起リタル庶務。
- 八、外來人、電話、等ノ應接。
- 九、當直者ハ其ノ日勤務狀況ヲ當直日誌ニ記入シ翌朝校長ニ報告スベシ。

校務分掌規定

- 一、校務ヲ大別シテ學級事務、學校事務トス。
- 二、學級事務ハ學級擔任之ニ當リ其ノ取扱事項大略左ノ如シ。
 - 1 學級ニ屬スル諸帳簿ノ整理——学籍簿、出席簿、成績考查簿
 - 2 諸表ノ作製——進度表、通知表、兒童性觀察簿、身体検査表
 - 3 教授案ノ作製
 - 4 學級經營案ノ立案
 - 5 學級日誌ノ檢閲
- 三、學校事務ハ教務部庶務部ニ分テ各部ニ主任ヲ置キ全職員之ニ分屬シテ其ノ整理ニ任ズベシ。而シテ其ノ取扱事項左ノ如シ。

校 務			
一 教 務 部			
1 教 務 係			
事	第 一 部	期 限	保 管 表 簿

<ul style="list-style-type: none"> ○ 教授細目ノ整理保管 ○ 教授豫定案調製ノ督促 ○ 教科教材并ニ數辨物研究及其ノ結果整理 ○ 學習指導研究及其ノ結果ノ整理保管 ○ 時報及終業始業時刻ノ變更時間短縮 ○ 日課表ノ調製變更 ○ 揭示教育ノ起案實施 ○ 修學旅行遠足校外教授ノ起案整理 ○ 學用品ノ研究及檢閱 ○ 休業中ノ課題ノ研究 ○ 兒童成績品蒐集整理保管發送 ○ 兒童成績考查ノ研究及其結果整理保管 ○ 兒童成績通知 	<p>每學期始業後十日</p> <p>四月五日</p> <p>每週一回及隨時</p> <p>自四月下旬至五月上旬</p> <p>自十月下旬至十二月中旬</p> <p>每月一回以上檢</p> <p>每學期末</p>	<p>教授細目</p> <p>研究綴</p> <p>研究教授案綴</p> <p>日課表</p> <p>揭示教育綴 揭示資料</p> <p>修學旅行綴</p> <p>成績考查簿</p> <p>成績通知表</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 兒童看護ノ起案督勵 ○ 兒童風紀ノ取締 ○ 兒童身體服裝ノ檢閱 ○ 學友團ノ督勵 	<p>看護日誌</p> <p>學友團日誌</p>	<p>兒童役名員簿</p> <p>褒賞原簿</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 兒童役員及當番ノ任命督勵 ○ 兒童ノ賞罰 ○ 兒童召集 ○ 諸儀禮ノ起案及舉行 	<p>兒童役名員簿</p> <p>褒賞原簿</p>	<p>兒童役名員簿</p> <p>褒賞原簿</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝會、自強會、學藝會、展覽會、保護者會等諸會合ニ關スル起案整理 ○ 年中行事表、月中行事表ノ調製 ○ 家庭訪問ノ起案督勵 ○ 貧困兒童調査 ○ 修業卒業生調査及証書証明書作製 ○ 當係ニ關スル豫算案ノ作製 	<p>來年行事表 三月末</p> <p>來月行事表 月末</p> <p>五月</p> <p>卒業兒童報告書 (學年末)</p>	<p>保護者會記錄</p> <p>學藝會記錄</p> <p>自強會記錄</p> <p>年中行事表、月中行事表</p> <p>貧困兒童調査簿</p> <p>卒業証書台帳</p> <p>兒童成績及綴</p> <p>豫算消費控</p>
<p>2 養 護 係</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 兒童運動遊戲ノ指導獎勵及取締 	<p>自由遊戲調査錄</p>	<p>自由遊戲調査錄</p>

<p>○ 體育議會ニ關スル起案整理 ○ 兒童游泳ニ關スル起案整理 ○ 身體虛弱兒童ノ調査</p>	<p>運動會起案九月 游泳起案六月末</p>	<p>運動會記錄 游泳記錄 虛弱兒童調査簿</p>
<p>○ 職員兒童ノ身體檢查實施及統計報告 ○ 傳染病ノ豫防消毒及統計報告 ○ 寄生蟲及虱驅除ノ督勵 ○ 急救治療及所要藥劑、器具ノ設備 ○ 手洗其他兒童身體清潔ニ關スル施設督勵 ○ 唾壺及便所施設清潔督勵 ○ 湯呑場足洗場施設督勵 ○ 井戸清潔法ノ督勵 ○ 運動場撒水ノ施設督勵 ○ 當係ニ關スル豫算案ノ作製</p>	<p>實施四月報告五月 トラホーム檢診四、十一月 トラホーム報告五、十一月 種痘五月</p>	<p>職員身體檢查簿 兒童身體檢查簿 八年兒童身體檢查記錄 統計報告簿 トラホーム患者名籍 トラホーム治療表 豫算消費控</p>

<p>3 整理係 ○ 校舎校地ノ諸施設ニ關スル起案 ○ 校地校舎ノ掃除手入ノ配當督勵 ○ 掃除用具ノ調査保管設備 ○ 校地校舎ノ修繕箇所ノ調査請求 ○ 兒童遺失品ノ始末 ○ 學校園ノ施設經營 ○ 當係ニ關スル豫算案ノ作製</p>	<p>三月 清潔法施行 八月 全報告 九月 調査 三月 每月末</p>	<p>施設豫定錄 掃除配當表 修繕豫定錄 豫算消費控</p>
<p>4 兒童文庫係 ○ 兒童文庫經營</p>		<p>圖書購入台帳圖書台帳 寄附者名簿閱覽日誌</p>
<p>(二) 庶務部 1 庶務係 ○ 學校日載學校沿革史ノ記載保管</p>		<p>學校日載學校沿革史</p>

<p>○ 寄贈食品ノ受理及其禮狀發送</p>	<p>○ 寄贈食品ノ受理及其禮狀發送</p>	<p>學校規定 職員台帳全履歷書 六週間及一年現役兵ニ關スル事務取締 一 年現役兵名簿 職員會誌 諸學校規則書綴 講習會廣告綴 現行教育法規 通牒綴 遺囑書控綴 公文書送達綴 基本財産寄贈金整理簿 寄贈品台帳</p>
<p>○ 校印及鑰鑰ノ保管 ○ 日宿直ノ配當 ○ 非常警備法ノ研究及講習 ○ 參觀人及外來者ノ接待 ○ 豫算案ノ取纏 ○ 教員會教育會青年會處女會報德會等ノ諸團體トノ交渉</p>	<p>職員會誌ノ記載保管 講習每學期一回</p>	<p>宿直日誌 日宿直配當表 豫算書 諸團體交渉記錄</p>

第二部

- 校僕及給仕ノ督勵
- 職員兒童ノ慶弔慰謝
- 當係ニ關スル豫算案ノ作製
- 其他他係ニ屬セザル一切ノ事務

2 統計係

- 學級編制届出
- 學校一覽ノ調製及報告
- 學事年表ノ調製報告
- 尋常小學校六學年以上男女兒童ニ關スル調
- 小學校卒業又ハ修業者進學狀況調
- 市町村小學校教員就學兒童數調

四月十五日
六月十日
四月十五日
四月十五日
十月十日
四月三十日
六月十日

同上控
一覽表綴
同上控
同上控
同上控
同上控
同上控

豫算消費控

3 會計係

- 俸給旅費其他諸給與ノ請求支拂
- 通信運搬費ノ受拂
- 規約貯金ノ徵收預入及通帳保管
- 親睦會費ノ徵收管理支拂

每月二十五日
每月二十五日

同上受拂簿
貯金通帳
親睦會々計簿

4 學 籍 簿	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員共同購讀圖書新聞雜誌等ノ費用ノ収支 ○ 教育諸會費ノ徵收納入 ○ 兒童拾得金ノ仕末 ○ 鐵道ニ關スル法規ノ加除保管 ○ 市外電話料徵收納入 	每月二十五日	職員共同購讀會計簿 徵收簿 貯金通帳 鐵道法規
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兒童入退學ノ取扱 ○ 學籍簿ノ整理保管 ○ 學齡簿學籍簿ノ照合 ○ 兒童出席簿整理方督勵及保管 ○ 連月缺席兒童調查、督促、報告 ○ 兒童出席報告 ○ 尋常科兒童缺席狀況報告 ○ 當係ニ關ル豫算案ノ作製 	十月十日 十月十五日 六月十日 四月十五日 每月一日、十五日 每學期末	卒業兒童學籍簿 在學兒童學籍簿 月末統計表 兒童出席簿 連月缺席兒童調查簿 同上控 同上控 豫算消費控

5 備 品 係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書參考書ノ調査請求 ○ 圖書ノ整理保管貸出 ○ 地圖掛圖類ノ整理保管 ○ 新着圖書ノ公示 ○ 圖定教科書需要供給狀況報告 ○ 當係ニ關スル豫算案ノ作製 	四月十日、十月十日	參考書調査簿 圖書貸出簿 豫算消費控
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 學校備付器具ノ調査請求整理保管 ○ 校長室、教員室、宿直室、小使室、備付器具ノ調査、請求、整理保管 ○ 理科ニ關スル備付器具器械標本類ノ調査請求整理保管 ○ 唱歌科備付器具類ノ調査請求整理保管 ○ 裁縫科備付器具類ノ請求整理保管 ○ 体操遊戯ニ關スル器具器械類ノ調査請求整理保管 		備品臺帳 理科器具器械臺帳 唱歌科器具臺帳 裁縫科器具臺帳 同上器械器具臺帳

- 手工用具類ノ調査請求整理保管
- 農具類ノ調査請求整理保管
- 家事科備付器具類ノ調査請求整理保管

6 用 度 係

- 備品消耗品ノ購入
- 消耗品ノ保管配給
- 校地々舎ノ營繕ニ關スル交渉
- 日備ノ備入監督
- 購買部ノ經營
- 當係ニ關スル豫算案ノ作製

四月十日、十月十日

- 手工用具臺帳
- 農具臺帳
- 家事科器具臺帳
- 物品購入請求簿
- 購入報告傳票
- 仕入元帳
- 販賣日誌
- 會計簿
- 豫算消費控

研究會 規 程

第一章 通 則

一、教育ノ原理及ビ各科ノ教材教辦物其ノ學習指導法並ニ訓練養護ニ關スル研究調査ヲナシ教育ノ實績

- ヲ向上セシムル爲ニ研究會ヲ組織ス。
- 二、研究會ヲ分テテ研究總會、教科研究部會及ビ同學年會トス。
- 三、研究總會ハ每週一回金曜日開催シ教科研究部會及ビ同學年會ハ必要ニ應ジ隨時之ヲ開催ス。
- 四、研究總會ニ會長同學年會及ビ教科研究部會ニ主任ヲ置キ行事ノ進行議事ノ整理ニ任ズ。
- 五、校長ハ教科研究部會及ビ同學年會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得。

第二章 研 究 總 會

- 六、研究總會ハ教員全部ヲ以テ之ヲ組織シ校長ヲ以テ會長トス。
- 七、研究總會ニ於テ行フベキ事項左ノ如シ。
 - 1 學習指導法ノ實地研究
 - 2 會員個人ノ研究又ハ意見發表及ビ其ノ批判
 - 3 訓練養護ニ關スル研究調査
 - 4 教科研究部會又ハ同學年會ニ委囑シテ研究調査ヲナサシムベキ問題又ハ事項ノ協定
 - 5 教科研究部會又ハ同學年會ニ於テ研究調査セル事項ノ報告及ビ其ノ批判
 - 6 其ノ他必要ト認メタル事項
- 八、研究總會ニ記録係ヲ置キ記録ノ整理保管ニ當ラシム。

第三章 教科研究部會

- 九、教科研究部會ハ左記ノ部員ヲ以テ組織シ互選ヲ以テ主任ヲ定ム。
 - 1 各學年ニ同一各科擔任代表者一名宛

- 2 部員タルコトヲ希望セル者。
- 10、教科研究部會ハソノ教科目ノ名稱ヲ稱稱ス。
- 二、教科研究部會ノ行事左ノ如シ。
 - 1 研究總會又ハ同學年會ヨリ委囑ヲ受ケタル問題ノ研究調査及ソノ結果ノ報告。
 - 2 部員ノ提出セル問題ノ研究調査。
 - 3 研究總會又ハ同學年會ニ提出スベキ問題ノ協定。
 - 4 部員ノ研究及ビ意見ノ發表。
 - 5 其他必要ト認メタル事項。
- 三、教科研究部會ハ記録ヲ整理保管シ主任交代ノ時ハ引繼ギラナスベシ。

第四章 同學年會

- 三、同學年會ハ同一學年ノ學級及ビ教科擔任者ヲ以テ組織シ互選ヲ以テ主任ヲ定ム。
- 四、同學年會ノ行事左ノ如シ。
 - 1 教材、學習指導法、訓練養護ノ研究調査及ビ打合せ。
 - 2 研究總會又ハ教科研究會ニ提出スベキ問題ノ協定。
 - 3 委囑ヲ受ケタル問題ノ研究調査及ビ其ノ結果ノ報告。
 - 4 其ノ他必要ト認メタル事項。
- 五、同學年會ニハ記録ヲ整理保管シ主任交代ノ時引繼グベシ。

第五章 學習指導法實地研究會並教育理論研究發表會

- 六、學習指導法ノ實地研究及理論研究發表ハ隔週交代ニ研究總會定日ニ開催シソノ當番ハ抽籤ニ依ツテ之ヲ定ム。
- 七、本會ニ於テ研究スベキ事項次ノ如シ。
 - 1 學習指導法ノ向上。
 - 2 研究問題ノ把握。
 - 3 研究問題ノ解決報告。
 - 4 意見發表。
- 八、本會ニ記録係ヲ置キ記録ノ整理保管ニ當ラシム。

第六章 訓練養護研究會

- 一、訓練養護研究會ハ毎月最終研究總會當日ニ開催ス。
- 二、本會ニ於テ研究スベキ事項次ノ如シ。
 - 1 翌月實行ノ訓練綱目ノ選定。
 - 2 選定セル訓練綱目ノ理論的研究。
 - 3 選定セル訓練綱目ノ實踐方法ノ研究。
 - 4 訓練ノ實施狀況ノ調査及對策ノ攻究。
 - 5 偶發事項ノ整理。
- 三、本會ノ記録ハ訓練係之ヲ整理保管スルモノトス。

成績考查規程

- 一、教育ノ効果ヲ検証シ將來ノ取極方針ヲ決シ修業卒業ヲ認定スル資料ニ供シ且兒童ノ長所短所ヲ明カニシテ保護者ノ注意ヲ促シ兒童ヲシテ自己ノ實力ヲ自覺セシメ自奮自勵ノ精神ヲ鼓舞作興セシムル爲メ成績考查ヲ行フ。
 - 二、成績考查ヲ分テテ學業成績考查及操行成績考查ノ二種トス。
 - 三、學業成績考查ハ平素學習指導ノ前後必要ニ應ジテ行フ平素考查ト、月末又ハ學期末ニ於テ行フ定時考查トシ、學級擔任又ハ學級ノ教科擔任者之ヲ行フ。
 - 四、必要ノ場合ニ於テハ校長又ハ教科主任ハ隨時考查ヲ行フコトヲ得。
 - 五、學業成績ハ口答、筆答、實技ニヨリテ査定ス。
 - 六、學業成績ノ評定ニハ左ノ評点、評語、評號ヲ用フ。
- | | | | | | | | | | | |
|----|----|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 評点 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 以下 |
| 評語 | 甲 | 乙 | 丙 | 丁 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 |
| 評號 | ◎ | ○ | △ | × | △ | × | △ | × | △ | × |
- 評號ハ地圖、年代表、ノートノ檢閲其ノ他之ニ類スル場合ニ用ヒ評語ハ書方、圖畫、手工、綴方、裁縫等ノ成績物ニ用フ。
- 前項ノ外概ネ評點ヲ用フ。
- 七、平時及定時ノ學業成績ハ之ヲ平均シテ十點法(四捨五入)ニ依リ其ノ學期末成績トシテ成績考查簿ニ記入スベシ。

- 八、操行成績考查ハ兒童ノ品性及平素ノ容儀言動等ヲ顧慮シテ每學期一回之ヲ行ヒ甲乙丙ノ評語ヲ以テ評定シ成績考查簿ニ記入スベシ。
 - 九、前條ノ操行考查ハ學級擔任及學級ノ教科擔任者左ノ標準ニ依リテ協定ス。
 - 甲 心性善良、容儀端正、言動正良ニシテ克ク校規ヲ守ルモノ。
 - 乙 前者ニ次ギテ共ニ普通ナルモノ。
 - 丙 特ニ不良ノ廉アルモノ。
 - 一〇、操行考查ノ際ニ於テ參考シタル賞罰及顯著ナル特性ハ之ヲ成績簿ノ相等欄ニ記入スベシ。
 - 一一、學期末ニハ學業成績ニヨリテ順位ヲ定メ成績考查簿ニ記入スベシ。
 - 一二、成績考查簿ニ記入セラレタル學業及操行ノ成績ハ通知表リヨリテ之ヲ保護者ニ通知ス。
 - 一三、第三學期ノ成績ハ之ヲ學年末成績トシ甲乙丙ノ評語ヲ以テ左ノ標準ニ依リ學籍簿ニ登録スベシ。
- | | | | | | | | |
|----|----|---|---|----|----|----|----|
| 評點 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 以下 |
| 評語 | 甲 | 乙 | 丙 | 以下 | 以下 | 以下 | 以下 |
- 四、毎年三月中旬ニ於テ全校教員ヲ以テ成績査定會ヲ開キ兒童ノ進級及卒業ヲ決定ス。

兒童表彰規程

- 一、兒童ノ操行、學業、身体ノ成績向上進展ヲ獎メ、出席、掃除ヲ勵マスタメ其ノ都度又ハ學年末學期末ニ褒賞ヲ授與シ之ヲ表彰ス。
- 二、褒賞ヲ分テテ左ノ三種トス。

- (一) 學業優等賞
1 學業優等賞
2 學業進步賞
3 展覽會賞
4 運動會賞
5 皆勤賞
- (二) 銅牌
1 銅牌
2 銀牌
- (三) 品行賞
1 善行賞
2 八ヶ年皆勤賞
3 六ヶ年皆勤賞
4 出席優等賞
5 掃除優等賞
- (四) 賞印ハ左ノ各項ニ該當スルモノニ對シ成績通知表ノ相當欄ニ捺捺ス。
- (五) 學業優等賞 操行善良ニシテ學業成績優秀ナルモノ 但學年兒童數ノ約一割ヲ標準トス
- (六) 學業進步賞 學業成績ノ進步顯著ナルモノ

- (一) 銅牌
1 銅牌
2 銀牌
- (二) 賞品ハ左ノ各項ニ該當スルモノニ對シ之ヲ授與ス
- (三) 展覽會賞 展覽會出品物ノ成績優秀ナルモノ
1 運動會 學校ヲ代表スル選手及運動會ニ於テ成績優秀ナルモノ各學級凡一名
2 皆勤賞 一ヶ年間皆勤シタルモノ
但遲參早退二以下ノモノハ皆勤ト見做シ三大節ニ休ミタルモノハ皆勤取扱ヲナサズ。遲參ハ本館迄トス。
- (四) 賞牌ハ左ノ各項ニ該當スル卒業兒童ニ對シテ之ヲ授與ス
- (五) 賞品ハ左ノ各項ニ該當スルモノニ對シ之ヲ授與ス
- (一) 善行賞 特別舉行美事ヲナシ衆生ノ模範トスルニ足ルモノ
- (二) 八ヶ年間皆勤賞 八ヶ年間皆勤シタルモノ
- (三) 六ヶ年間皆勤賞 尋常科ニ於テ六ヶ年間皆勤シタルモノ
- (四) 但前二三項該當者ノ有スル他校ニ於ケル皆勤賞モ有効ナルモノト認ム
- (五) 出席獎勵賞 全校中ニ於ケル一ヶ年間出席歩合優良ナルモノ、一、二、三等ノ三箇學級

- (五) 掃除獎勵賞 全校中ニ於テ一ケ年間ヲ通ジ掃除成績優良ナルモノ、一、二、三等ノ三箇學級
 - 六、褒賞ヲ行フニハ職員會ノ決議ヲ經テ學校長之ヲ決定スルモノトス。
 - 七、褒狀様式ハ次ノ通りヲ定ム。
 - (一) 銅牌
 - (二) 銀牌
 - (三) 善行賞
 - (四) 皆勤賞
 - (五) 出席獎勵賞
 - (六) 掃除獎勵賞
- (省略)
- 八、授賞者氏名ハ別ニ定ムル原簿ニ登錄ス。
 - 九、賞印ヲ押捺サレタル者ハ當該兒童考査簿ニ記入スベキモノトス。
- ### 學藝會開會規程
- 一、兒童平素學習ニヨル學藝ノ修練發表能力ノ練磨及學校ト家庭親和ノ目的ヲ以テ學藝會ヲ開催ス。
 - 二、本會ハ毎年一回開校記念日ニ之ヲ開催ス。但シ小學藝會ハ年數回適宜ニ開催スルコトヲ得。

- 三、開催ノ方法ハ左ノ標準ニ依ルモノトス。
 - 1 人員 各學級一人以上適宜
 - 2 時間 一回十二分以内
 - 3 回数 各學級一回宛
 - 4 種目 話方、朗讀、唱歌、遊戲、舞蹈、書方、圖書、實驗其他適宜選定
 - 四、本會ノ係員及ソノ事務ヲ左ノ如ク定ム。
 - 1 準備進行係 演技種目、出演人員、并ニ時間配當ノ調査、番組ノ作製、豫行演習ノ開催、當日ニ於ケル會ノ進行ニ關スル一切ノ事務、
 - 2 會場係 會場ノ準備、演技用具ノ調製等ニ關スル一切ノ事務
 - 3 兒童係 出演兒童ノ繰出、一般兒童ノ管理ニ關スル一切ノ事務
 - 4 接待係 案内狀ノ發送、保護者來賓ノ接待ニ關スル事務
 - 5 庶務會計係 所要物品ノ購入配備及其ノ他ノ雜務
 - 五、開會三日前ニ豫行演習ヲナシ會ノ充全ヲ期シ閉會後一週間以内ニ批評會ヲ開催シテ次會ノ參考ニ資スベキコト。
- ### 音樂會規程
- 一、音樂ニ關スル情操陶冶、鑑賞力ノ養成、發表的訓練及兒童慰安ノ目的ヲ以テ音樂會ヲ開催ス。
 - 二、本會ハ毎年春秋二季各一回宛之ヲ開催ス。但シ小音樂會ハ時宜ニ依リ適宜開催スルコトヲ得。

- 三、開催ノ方法ハ左ノ標準ニ依ルモノトス。
- 1 人員ニ員、各學年適宜之ヲ定ム。
 - 2 時間 一回五分以内、但シ動作唱歌劇、器樂其他特別ノ場合ハ此ノ限りニアラズ。
 - 3 回数 凡ソ各學年一回宛。
 - 4 種目 齊唱、合唱、獨唱、獨奏、合奏、動作唱歌劇。
- 四、本會ノ係員及其ノ任務ヲ左ノ通り之ヲ定ム。
- 1 演技係 番組ノ編成、豫行演習、印刷揭示、繰出、進行等ニ關スル一切ノ事務。
 - 2 會場係 會場ノ設備ニ關スル一切ノ事務。
 - 3 接待係 案内狀ノ印刷、配布、來賓保護者等ノ接待ニ關スル一切ノ事務。
 - 4 庶務係 以上他ノ係ニ屬セザル一切ノ事務。
- 五、上演題目、用具、出場人員、所要時間等ハ開會一週間前各學年同學年會ノ協議ニヨリ決定演技係ニ通告スルモノトス。
- 六、開會以前演技豫行演習ヲ開催シテ一切ノ打合セラナシ閉會後一週間以内ニ批評會ヲ開催シ次會ノ參考トナスベキコト。

展覽會規程

- 一、技能科其他ノ學習ヲ獎勵シ、兼テ家庭社會トノ連絡親和ヲ計ル目的ヲ以テ 毎年一回十月上旬展覽會ヲ開催ス。

二、本校は展覽スベキ出品物ノ種目及點數ヲ左ノ如ク定ム。

1 本校兒童作品

- | | |
|------------|------------|
| 第一類 作文、童話、 | 第二類 圖書 |
| 第三類 書方 | 第四類 手工、手藝 |
| 第五類 裁縫 | 第六類 學習帳、日誌 |
| 第七類 其他 | |

2 他校兒童作品其他

教育參考品トシテ本校ニ蒐集セルモノノ適宜

3 本校兒童出品點數

個人出品 本校兒童タルモノハ、一人一類ニツキ一點乃至三點各類ニ互リテ出品
共同出品 數人聯合作品、學級製作、學級聯合製作品適宜點數出品

三、出品物ノ審査並ニ展覽方法ヲ左ノ如ク定ム

1 選

- 各學級ニ於テ學級擔任者或ハ學科擔任者各兒童ノ作品ヲ審査シ、左ノ標準ニヨリ成績優良者ヲ選拔シ、審査委員ノ審査ヲ經ルコト。
- 第一類 每學年學級數ノ五倍ノ點數
 - 第二類 每學年學級數ノ十五倍ノ點數
 - 第三類 每學年學級數ノ十二倍ノ點數
 - 第四、五、六、七類適宜

- 2 審査 審査ニ選抜シタルモノハ會場ニ個別展覽シ、選外ハ一括シテ展覽スベキコト。
 審査委員ハ豫選作品ヲ審査シ、左ノ人員ノ標準ニ依リ順位ヲ定メ校長ノ決選ヲ經ルコト
 個人出品物
 一等賞 各學年豫選合格數ノ一割以内
 二等賞 全前二割以内
 三等賞 全前三割以内
 校長ノ審査ハ最後ノ決定タルベキコト
- 3 表彰 審査決定シタル優良作品ニハ左ノ表彰ヲ附シ、一等賞ハ褒賞規定ニ依リ賞印及ビ賞品、二三等賞ニハ賞品ヲ與フルモノトス。
 一等賞 金色票
 二等賞 銀色票
 三等賞 銅色票
- 4 出品作品ハ一週間前ニ豫選、展覽會係ニ提出スベシ
- 5 本會ノ係員及其ノ任務ヲ左ノ如ク定ム
 1 審査係
 豫選ヲ經タル出品作品ノ審査
 2 準備係
 本會出品作品ノ展覽準備、節目表編纂等ノ事務ヲ掌ス

- 3 會場係 展覽場ノ準備整理
- 4 備品係 展覽用備品ノ提供
- 5 接待係 來賓參觀者ノ接待
- 6 開催期間ハ二日以内トシ特別ナル場合ハ職員會ニ於テ適宜變更スルコトヲ得ルモノトス。
- 7 開催後一週間以内ニ批評會ヲ開キ翌年ノ參考ニ資スベキモノトス。

体操會規定

- 一、体操科向上進歩ノ目的ヲ以テ体操會ヲ開催ス。
- 二、本會開催ノ日時ヲ左ノ如ク定ム。
 五月中旬 六月上旬 十一月上旬 十二月上旬 二月上旬 三月上旬
- 三、一回ニ行フ學級數ハ、左ノ四組中ヨリ一學級宛選定シ尙適宜學級數ノ増減ヲナスコトアルベシ。
 第一組 高二 第二組 高一 第三組 尋四五六 第四組 尋一二三
- 四、一回ノ時間ハ一時間トシ各學級ノ割當時間ハ十五分トス。但シ必要ト認メタル場合ハ教科主任ニ於テ實施方行ヲ適宜變更シ得ルモノトス。
- 五、當番學級ハ三日以前ニ教程ヲ全職員ニ配布スルモノトス。

六、當日ハ委員會議シ後批評會ヲ開ク。

体育會

- 一、身体ノ鍛練精神ノ修養体育獎勵ノ目的ヲ以テ毎年一回十月上旬体育會ヲ開催ス。
- 二、本會ニ行フベキ競技種目及出場回数ヲ左ノ如ク定ム。

1 一般競技

(1) 個人競技

- (イ) 一人一回出場スルコト
- (ロ) 一回ノ人員(尋常科十四名内外
高等科十二名内外
各回ノ人員ハ紅白同數ナルコト)
- (ハ) 尋四以下及女子ノ種目ハ各學年ニ於テ任意ニ決定スルコト。
- (ニ) 尋五、六男ハ百五十米、二百米、四百米中ヨリ選定セシムルコト。
- (ホ) 高等科男ハ百五十米、二百米、四百米、八百米、障物競争中ヨリ選定セシム。
- (ヘ) 團體競技、遊戯、体操

(2) 團體競技、遊戯、体操

- (イ) 一人一回以上出場スルコト
- (ロ) 學級又ハ學級學年聯合タルコト

2 選手競技

- (1) 尋男メドレーレース
一、二年 八十米 三年以上 百六十米競走
各學年ヨリ紅白二名宛選出ノコト
- (ハ) オーダーハ低學年ヨリス
- (ニ) コースハ變更セズ
- (3)(2) 尋女メドレーレース (尋男ニ同ジ)
高一男リレーレース
紅白各二チーム宛出場ス
- (イ) 一チームノ人員ハ四名トス
- (ロ) オーダーハ任意タルコト
- (ハ) コースヲ變更ス
- (4) 高二男リレーレース (高一ニ同シ)

(5)

高女リレーレース

(イ) 各學年ヨリ紅白各四名宛出場ス

(ロ) 一チームハ高二名、高一二名ヲ以テ組織ス

(ハ) オーダーハ高一ヨリ始ム

(ニ) コースハ變更ス

(6)

高男選手競技

(イ) 種目 百米、二百米、四百米、八百米走高跳、走幅跳

(ロ) 各競技共紅白二名宛出場シ、學年別ニ之ヲ行フコト

(ハ) 選手ハ一人三種(リレー共)以上出場スルコトヲ得ズ。但シ一般競技ニ参加スルコトハ此ノ限リニアラズ

三、演技種目選定ニ付キテハ体育的ナルコト

興味多キコト、審判ノ判定シ易キコト、準備ノ簡易ナルコト、射伴的ナラザルコト、勝負ノ明瞭ナルコトニ注意スベシ

四、演技種目ハ三週間前ニ決定体育部主任ニ報告スベシ。但團體的ノモノハ五月中ニ決定スベキモノトス

五、各學級ノ紅白編別ハ職員ノ組別發表前ニ決定スベシ。

六、本會ノ係員及其ノ任務ヲ左ノ通り之ヲ定ム。

1 役員 長

役員長ハ實際ノ競技ニ關シ規程ノ明文ニ據リ決定シ能ハザル總テノ疑義ヲ決定ス。而シテ其ノ決定ハ最級ニシテ絶対ナリ。

2 決勝審判員

決勝審判員ハ決勝線ノ兩端ニ分レテ立テ必要ニ應ジテ競技者ノ決勝線ニ入ル順序ヲ認定ス。其ノ順位ニ關シテ審判員ノ意見一致セザルトキハ多數決トス。

審判員ハ成ルベク紅白等對ナルコト。

審判員ノ決定セル順位ハ最終ニシテ何人タリトモ抗議スルコトヲ得ズ。

3 ファイルド審判員

ファイルド審判員ハ距離及ビ高サニ關シテ總テノ競技ニ於ケル競技者ノ各演技ニ就テ毎回之ヲ計量審判スベキモノトス。

4 計時員

計時員ハ必要アル競技ノ時間ヲ正確ニ計測シ之ヲ記録係ニ告グ。

5 召集員

召集ハ各競技ノ二回以前ニ所定ノ場所ニ所定ノ如ク競技者ヲ召集シ、出發場所ニテ出發合圖員ニ引渡スモノトス。

6 記録員

記録員ハ採点表ヲ用意シ之ニ各回毎ノ紅白組得點數ヲ記入シ且總点ヲ揭示ス。尙必要ナル競技ノレコード、競技者名等ヲ記録ス。

- 7 場内司令
場内司令ハ運動場内ノ整正觀覽者ノ秩序全校會校具校地内ノ設備ノ保護警戒ニ任ズ。
- 8 出發合圖員
出發合圖員ハ出發線上ニ於ケル競技者ニ對シテ出發ノ合圖ヲナシ又競技者ノ出發適否ヲ審判スルモノトス。尙出發合圖法ハ左ノ通りニ據ルモノトス
第一、二
第一 用意 2 銃聲
第三以上
1 オンザマークス 2 ゲットセフト 3 銃聲
- 9 接待員
接待員ハ案内狀ノ送達來賓ノ優待ニ任ズ。
- 10 授賞員
授賞員ハ賞品ノ準備及授與ヲナス。
- 11 奏樂員
奏樂員ハ當日遊戯競技ニ必要ナル音樂ヲ演奏ス。
- 12 救護員
救護員ハ救護室ヲ準備シ應急ノ手當ニ任ズ。
- 13 通告員
通告員ハ優秀ナルレコード、場内ノ整理、時事其他全員ニ知ラシムベキ必要ヲ生ジタル事項ニツキ適宜通告ス。
- 14 準備員
準備員ハ競技遊戯ニ必要ナル用具ノ準備及整理ニ任ズ。但シ開會前日ノ準備係ハ別ニ之ヲ定ム

- 七、前條ノ各係員ハ學校長之ヲ任命ス。
- 八、各係ニ於テ必要ト認メタル場合ハ兒童ノ助手ヲ使用スルコトヲ得。
- 九、左ノ標準ニ依リ各種目ニツキ紅白別ニ採点ス。
 - 1 一般競技 一回五等マデヲ入賞トシ一人一点トス。
 - 2 一般團體競技 勝組ヲ二點トシ負組ヲ〇點トス。
 - 3 選手競技 一等四點 二等三點 三等二點 四等一點
- 一〇、前條ニヨリ得點多キ組ニハ優勝旗ヲ授與ス。
- 一一、賞品ハ一般個人競技ハ五等マデ選手競技ハ二等マデトシ團體競技ニハ授與セズ。
- 一二、開會一週前豫行演習ヲ行ヒ之ニツキテ批評會ヲ開催ス。
- 一三、紅白別兒童席ハ毎會交替スルモノトス。
- 一四、本會開催後一週間以內ニ之ニ關スル批評會ヲ開キ將來ノ參考ニ資ス。

游泳講習會

- 一、游泳ノ技能習得身体ノ鍛練海事思想ノ養成ノ目的ヲ以テ毎年七月中旬游泳講習會ヲ開催ス。
- 二、講習ニ出席スヘキ兒童ハ、尋五以上ニシテ日本游泳術ニヨル正式ノ型ニテ左ノ標準距離ヲ泳グコト能ハザルモノ及希望者トス。
- 三、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 四、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 五、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 六、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 七、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 八、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 九、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一〇、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一一、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一二、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一三、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一四、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。
- 一五、講習員ハ二十名ニシテ男子二十名 女子十名トス。

三、講習期間ハ一週間トシ、毎日午後一時ヲ標準トシテ朝六千満ニヨリ適宜時刻ヲ定ム。

四、指導ハ各學級ノ担任教員之ニ當リ己ムヲ得ザル場合ハ適當ナル代人之ニ替リ又學級ノ併合分離ヲ行フコトアルベシ。

五、游泳教目ハ左ノ通りヲ定ム。○以上ニシテ日本橋水泳ニヨリ五歳ノ際ニモ式ノ標準ヲ定ムルベシ。

1 豫習生(全ク浮クコト能ハザルモノ)前々以テ練習小員中田橋水泳講習會ヲ開カス。

2 本習生

(1) 尋男 扇横游、扇平游、蛙平游、早拔手、ブレストローク、脊游

(2) 高男 尋男ノ外片拔手、クロール、直跳、スタート

(3) 尋女 扇平游、扇横游、脊游

(4) 高女 尋女ノ外蛙平游、早拔手、ブレストローク、スタート

六、講習會開催中適當ナル日ヲ選ビテ左ノ二大會ヲ開ク。○開村講習會ニハ對興ナス。

1 遠泳大會

(1) 距離 尋常科 二杆 高等科 四杆

(2) 出演者

(1) 講習生中指導者ヨリ許可セラレタル者

(2) 講習生外ノ希望者

2 游泳大會

(1) 競泳種目、(此ノ中ヨリ撰定)

(1) 競技

自由型……………五十米、百米、四百米、二百米リレー

脊泳……………五十米、百米

平泳……………百米、二百米

(ハ)(ロ) 曲跳

(ハ)(ロ) 遊技

式泳、潜水、千鳥、雁行、水書、蓮花、瓜取、筏流、龍戰

(2) 出演兒童

(1) 講習生ハ一名一種乃至三種

(ロ) 講習生以外ノ希望者ハ三種以内

(3) 褒賞

五等マデ入賞トス

(4) 役員

(イ) 役員長 体育會規程ニ準ズ

(ロ) 途中審判員 各競技中ニ於ケル競技者ノ規則違反ノ監視

- (ハ) 決勝審判員 体育會規程ニ準ズ
- (ニ) 出發合圖員 全前
- (ホ) 計時員 全前
- (ヘ) 召集員 全前
- (ト) 記録員 全前
- (チ) 場内司令 全前
- (リ) 救護員 全前
- (マ) 通告員 全前

修學旅行及ビ遠足ニ關スル規程 (附校外學習指導)

第一條 兒童平素ノ學習事項ニツキ具體的指導ヲナシ、其ノ見聞ヲ博メ日常生活ニ必須ナル實際的智能ヲ取得セシメ兼テ徳性ノ涵養ヲナスト共ニ、身体筋肉ノ鍛鍊ニ資スル目的ヲ以テ修學旅行及ビ遠足ヲ實施ス。

第二條 修學旅行實施ノ時季ヲ毎年四月下旬又ハ五月上旬トシ、遠足ハ毎年十一月上旬行フモノトス

第三條 毎年ノ修學旅行及ビ遠足ノ確定期日ハ職員會ノ協議ニヨリ校長之ヲ決定ス。

第四條 修學旅行及ビ遠足ノ目的地ヲ左表ノ通り定ム。但シ特別ノ事情アル場合ハ職員會ノ協議ニヨリ變更スルコトアルベシ

學年	修學旅行	遠足	備考
尋一	常盤池	鍋倉山	
尋二	鍋島海岸	藤山村	
尋三	床波	小島	學校林
尋四	波雁山	厚東城跡	
尋五	下關市	本山岬	
尋六	山口町	小野田町	
高一男女	廣島市	日ノ山	
高二男女	福岡市	全	

第五條 修學旅行及ビ遠足ハ當日限リノ日歸リヲ本體トシ、高等科男兒童ニ限リ三日二夜ノ宿泊旅行ヲナスコトヲ得ルモノトス

第六條 旅行一切ノ經費ハ左記標準以下ニヨリ、尋常科兒童ニアリテハ保護者又ハ有志者ノ特別寄附金

ニヨリ高等科兒童ニアリテハ兒童保護者ノ支出金ニヨルモノトス。

學年	尋一二	尋三四	尋五	尋六	高一男	高二男	高一女	高二女
修學旅行	〇	二〇	七〇	八〇	三、五〇	四、〇〇	三、五〇	四、〇〇
遠足								

第七條 各學年ハ左記要項ニヨリ旅行實施案ヲ作成シ市長ノ認可ヲ要スルモノハ五日其ノ他ハ三日前ニ學校長ニ提出スベシ。

(遠足案モ準ズ)

- 一、學年男女別
- 二、目的地
- 三、旅行目的
- 四、期日及ビ日程
- 五、旅行兒童數歩合
- 六、看護法
- 七、旅費及ビ其ノ支出方法
- 八、指導案

1 準備目録式表、旅費表、

2 指導要項表、旅費表、旅費表、

3 實施後ノ處理法

- 第八條 學校長ハ前記修學旅行案ヲ檢閲シ適當ト認メタル時ハ、宿泊旅行ニアリテハ市長ノ認可ヲ得ヘク其他ノ場合ハ實施前豫メ市長ニ報告ノ手續ヲナスモノトス。
- 第九條 旅行及ビ遠足ハ、當該學年在籍兒童數ノ八割以上ノ出席スルニアラザレバ實施スルコトヲ得ザルモノトス。
- 第十條 引率教師ハ實施後三日以内ニ其ノ實際的經過及ビ感想等ヲ明記シタル狀況報告書ヲ學校長ニ提出スヘシ。
- 第十一條 旅費ノ精算ニ付テハ、特ニ保護者又ハ有志者ノ諒解ヲ得ヘク報告ノ手續ヲトルモノトス。
- 第十二條 受持教師ハ、旅行及遠足ノ前後ニ於ケル豫備的指導、整理的指導等ニ付テハ些ノ遺漏ナキ様十分周到ナル考慮ヲナシ目的ノ貫徹ニ努ムヘキモノトス。
- 第十三條 教科ニ關聯シテ隨時校外指導ヲ實施セントスル時ハ、其ノ前日迄ニ指導案ヲ具シ學校長ノ許可ヲ得ルモノトス。

學友團規程

- 一、兒童相互ノ親和扶助ヲ圖リ學校家庭通學途中ニ於ケル訓練實踐事項ヲ強調シ、自治的精神ノ涵養ニ資スル爲ニ學友團ヲ組織ス。
- 二、學友團ハ通學區域ニ應ジ左ノ如ク之ヲ分フ。

團名	區	域	担任者數	團名	區	域	担任者數
川上	川上、西山、北迫、南側、		二	丹太郎	丹太郎、沼		二
大小路中尾	大小路、中尾		一	西丹太郎	西丹太郎		二
山門	山門		一	中村	中村、河津、鎌田		一
開	開、黒岩		一	琴芝	琴芝、樋口		二
野中野原	野中、野原		二	小串	小串		一
龜浦	龜浦		二	島	島、下條、小松原、濱		一
則貞	則貞		一	西新川	新川小學校通學區域		五
恩田	恩田、五十目山		二	東新川	神原小學校通學區域		五
梶返	梶返		二	岬	岬小學校通學區域		三

- 三、各學友團ニハ担任教員及ビ團長副團長各一名宛ヲ置ク。
- 四、團長及ビ副團長ハ團員ノ互選ニヨリテ選舉セシメ、被選舉者ハ校長及ビ担任教員ノ詮衡ヲ經テ之ヲ任命ス。
- 五、團長并ニ副團長ノ任務左ノ如シ。

- 1 團員ノ統整
- 2 學校ノ指導命令事項ヲ團員ヘ報告傳達。
- 3 學校ヨリ委嘱セラレタル通學區域内ノ各種調査事項ノ調査報告。
- 4 學友團自治會ノ開催。
- 5 學友團員ノ心得左ノ如シ。
- 6 學友團員ハ親和ヲ旨トシ相互扶助ノ實ヲ舉ゲ以テ團友ノ良風ヲ馴致スベシ。
- 7 學友團員ハ團ノ規律節制ヲ重ンジ自立自治ノ精神ヲ貫クベシ。
- 8 學友團員ハ各自通學區域内ノ便益ヲ計リ社會奉仕ニ留意スベシ。
- 9 各學友團担任者ハ團ノ指導計劃及ビ偶發事項ノ處置ニ留意シ重要事件ニ就テハ學校長ノ指令ヲ受クベシ。
- 10 各學友團担任者ハ毎年四月團員名簿ヲ調製シ團員ノ異動ハ其ノ都度迅速ニ整理スベシ。
- 11 學友團ニ關スル事務ハ訓練係ニ所屬スルモノトス。

兒童服忌吊慰規程

- 一、兒童服忌日數ヲ左ノ如ク定ム。
- 父母 七日 祖父母 四日
- 兄弟姉妹 三日 曾祖父母、伯叔父母 二日
- 二、學校長教員死亡シタルトキハ全校兒童ヲシテ會葬適宜香花料ヲ典セシム。

- 三、學校長ノ父母夫妻兄弟子女ノ死亡シタルトキハ兒童總代二名、教員ニアリテハ兒童總代一名、受持學級兒童總代一名ヲシテ訪問吊詞ヲ述ベシム。
- 四、學校長教員重病ニ罹リ又ハ火災、水害、其他ノ厄災ニ罹リタルトキハ、前條ノ總代ヲシテ慰問適當ナル見舞品ヲ贈ラシム。
- 五、前三條ノ場合ニ於テ所在遠隔ノ際ハ書狀其他適宜ノ方法ヲ以テ之ニ代フ。
- 六、兒童死亡シタルトキハ、校長受持教員一名、兒童總代一名、同學級兒童總代一名ヲシテ會葬又ハ訪問吊詞ヲ述ベ適宜香花料ヲ典セシム。
- 七、兒童負傷シ又ハ重病ニ罹リタルトキ若クハ父母死亡シ又ハ非常災厄ニ罹リタルトキハ學級受持教員ハ同學級兒童總代二名ト共ニ慰問シ適宜見舞品ヲ贈ラシム。

兒童文庫規程

- 一、兒童文庫は兒童に學習の資料を興へ且高尚なる讀書趣味を養ひ兼て讀書態度の指導並に公民的訓練を施し公共的精神を養ふを以て目的とす。
- 二、兒童文庫の費用は、宇部小學校々友會費及び篤志者の寄附金を以て之に充つ。
- 三、兒童文庫に左の役員を置く。
 - 1 係長一名||宇部小學校職員を以て之に充つ。
 - 2 係員十二名||宇部小學校高二男兒童を以て之に充つ。
- 四、役員の仕事は左の通り之を定む。

- 1 係長は校友會長の許可を得て圖書を購入し之が整理保管の責に任じ室内の美觀設備に留意し係員を監督して事務の敏捷を圖るものとす。
- 2 係員は係長の指揮に従ひ毎日二名宛交代にて圖書の貸出及び之が整理をなし兼て室内の秩序を保ち閱覽日誌に記入し係長の檢閲を仰ぐものとす。
- 五、兒童文庫は左の日割を以て毎日放課後一時間半開くものとす。
 - 1 月曜、水曜、金曜||男子全部
 - 2 火曜、木曜、土曜||女子全部
 但し休業日及び大掃除當日又は臨時差支を生じたる場合は開かざるものとす。
- 六、文庫室内に於ける諸注意は左の通り之を定め室内に掲示し置くものとす。
 - 1 圖書を閱覽せんとする時は希望の圖書を申出で係員より受取るべし。
 - 2 一人一回の借出圖書は二冊以内とし決して室外に持ち出すべからず。
 - 3 閱覽中は其の圖書を叮嚀に取扱ひ決して汚損書入をなすべからず。
 - 4 閱覽終らば直ちに圖書を係員に返却すべし。
 - 5 圖書室にては黙讀をなし絶対に静肅を旨とすべし。
- 七、兒童文庫に左の帳簿を備へ係長之を保管整理し臨時に校友會長の閱覽を受くるものとす。
 - 1 圖書購入臺帳
 - 2 圖書臺帳
 - 3 寄附者名簿
 - 4 閱覽日誌

316
13

昭和二年十月十五日印刷
昭和二年十月三十一日發行

(非賣品)

山口縣宇都市宇都尋常高等小學校長

編輯兼發行人 吉 武 順 一

宇都市東區本町

印刷者 岡 田 公 允

全

印刷所 蛭 子 印 刷 所

本報は、宇都市の教育を促進することを目的として、昭和二年十月十五日創刊された。本報の内容は、教育の進歩、児童の福利、地域の発展に重点を置いている。本報の発行は、教育界の同志の協力によって行われている。本報の発行に際しては、多くの御意見を賜ふことをお願いする。本報の発行に際しては、多くの御意見を賜ふことをお願いする。

